

は じ め に

全国的に人口減少が進む中、本町の 65 歳以上人口は令和 5 年 9 月末現在、2,493 人となっており、総人口（4,795 人）に占める割合（高齢化率）は 43.5%と県内でも上位に位置しています。目前に迫っている 2025（令和 7）年には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、2040（令和 22）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進むことにより医療や介護サービスへの需要は高まることが予測され、一方で少子化の進行により生産年齢人口の減少、担い手不足の更なる深刻化が懸念されています。介護を必要とする方を地域全体でどのように支援していくかが更なる課題となっていきそうです。



本町は、令和 2 年度からスタートした第 7 次舟形町総合発展計画で、町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり『わくわく未来ふながた』」の実現に向け、7 つの基本方針と 4 つの重点プロジェクトにより様々な施策に取り組んでいます。

その中でも、重点プロジェクトの一つに、乳幼児期から高齢期まで、年齢に応じた健康づくりで、健やかで生きがいのある生活を目指した「100 歳元気プロジェクト」を掲げ健康寿命の延伸に取り組んでいるところです。

町民の皆様が笑顔で毎日の生活を送ることができるように支援していきます。

今回策定した「舟形町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」は、総合発展計画の方針に基づき、「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまち、高齢者の自立支援と重度化防止を共につくるまち」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化と推進を目指しながら、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、個人個人の能力に応じた自立した生活を続けていくことができるような仕組みづくりとより良いサービス提供をめざした内容となっています。

今後 3 年間、この計画を着実に推進していくために、町民の皆様や関係機関が一体となった取り組みが必要となります。より充実した取り組みとしてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「舟形町介護保険事業計画策定等委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様にご心より感謝を申し上げ、あいさついたします。

令和 6 年 3 月

舟形町長 森 富 広

目 次

第1章／計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 策定期間	4
4. 介護保険事業計画の基本指針の概要	5
5. 日常生活圏域の設定	7
6. 計画の策定過程	8
7. 計画の進行管理	8
第2章／町の高齢者の現状と課題	11
1. 人口の状況と推計	11
(1) 人口の推移	11
(2) 地区別の人口状況	12
2. 高齢者の世帯状況	14
3. 調査結果の概要	16
(1) 高齢者の健康と生活状況調査〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕	16
第3章／介護保険事業の状況	31
1. 介護保険事業の状況	31
(1) 要介護認定者の推移	31
(2) 介護費用額の推移	32
第4章／基本理念及び目標	35
I. 基本理念	35
II. 目標	35
1. 地域包括ケアシステムの推進	35
2. 介護保険サービスの充実と適正な提供	36
3. 健康・長寿のまちづくり	36
4. いきいきと暮らせるまちづくり	36
5. 安心・安全のまちづくり	36
III. 施策の体系図	37

第5章／施策の展開	41
1. 地域包括ケアシステムの推進	41
(1) 地域包括支援センターの強化	42
(2) 地域と連携による包括ケア体制の強化	44
2. 介護保険サービスの充実と適正な提供	49
(1) 介護保険事業の円滑な運営	49
(2) 介護保険サービス事業の充実	50
(3) 介護保険サービスの適正な提供	50
3. 健康・長寿のまちづくり	53
(1) 介護予防の推進	53
(2) 介護予防・日常生活支援の推進	55
(3) 生活支援体制の整備	59
(4) 健康づくり事業との連携	59
4. いきいきと暮らすまちづくり	61
(1) 高齢者の活動支援	61
(2) 地域活動の推進	62
5. 安心・安全のまちづくり	63
(1) 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援	63
(2) 安心・安全に暮らすために	66
第6章／費用の見込みと介護保険料	71
1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	71
(1) 要介護（要支援）認定者数の見込み	71
(2) 事業計画期間の費用の見込み	72
(3) 地域支援事業の見込み	78
2. 第1号被保険者の保険料の基準額	80
資 料	85
1. 舟形町介護保険事業計画策定等委員会設置要綱	85
2. 第9期舟形町介護保険事業計画策定等委員会名簿	86
3. 第9期舟形町介護保険事業計画策定等委員会開催状況	87

第1章 計画の策定にあたって

第1章／計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成12年4月に創設された介護保険制度は、現在、サービス利用者が全国で約600万人に達し、着実に社会に定着してきました。

第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年を迎えることとなります。本町においては、65歳以上人口は今後減少傾向が予想され、75歳以上人口は令和17年(2035年)まで増加傾向が続くことが見込まれています。

一方で、生産年齢人口は減少しすでに5割を切っていますが、今後は4割も切っていくことが見込まれています。

こうした長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、本町の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となっています。

また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

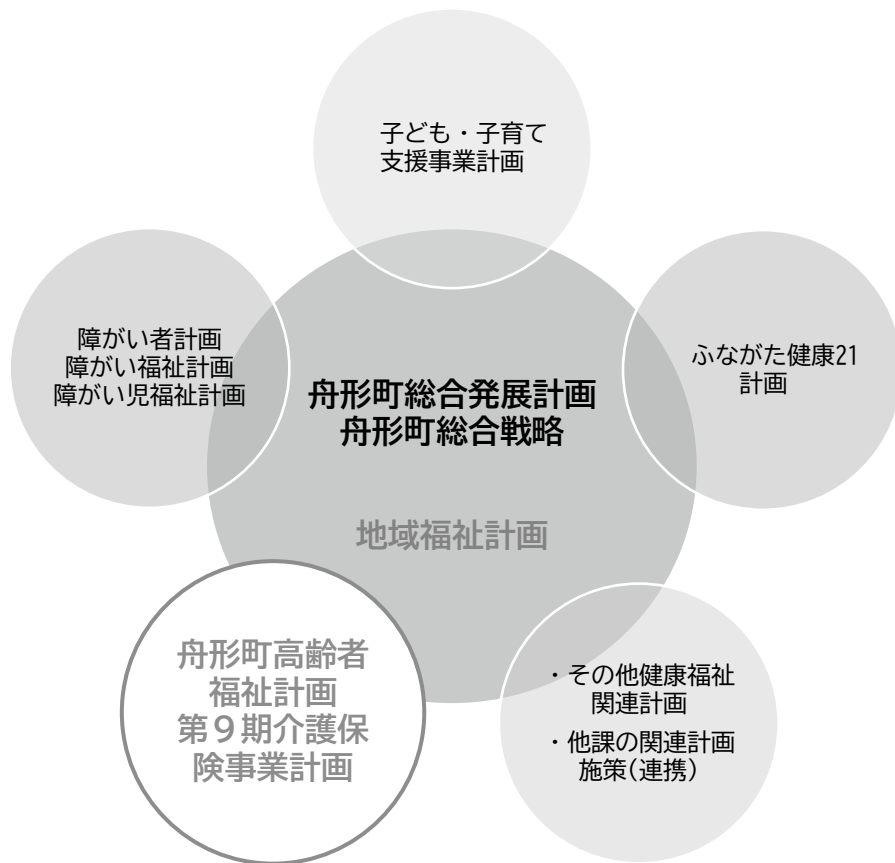
高齢になっても障がいがあっても、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現に向け、解決すべき課題への取り組み及び方向性を示すものとして、舟形町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を定めます。

2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。国が定める基本指針を踏まえて都道府県、区市町村が計画を策定します。舟形町として高齢者の保健福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定しています。

また、町の基本的な指針を定めた最上位計画である「総合発展計画」のもと「地域福祉計画」の実現を図るため、健康福祉関連の計画と他課の関連計画、施策とも連携を図りながら、高齢者の保健福祉における具体的な施策の展開内容を定めます。

そして、「山形県老人福祉計画・山形県介護保険事業支援計画」、「第8次山形県保健医療計画」、「地域医療構想」、「認知症施策推進大綱」等との整合性のとれた、施策展開を目指します。



3. 策定期間

策定期間は、令和6年度から8年度までの3か年ですが、団塊の世代の全てが後期高齢者となる令和7年を迎え、必要となる施設・サービスの需要などを、高齢者基礎調査や人口予測などを基に推計し、具体的な取組を明示しています。

計画の最終年度の令和8年度に見直しを行い、令和9年度を計画の始期とする第10期計画を策定する予定です。

平成30～令和2年	令和3～5年度	令和6～8年度	令和9～11年度
第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画
		計画実施 見直し	
		団塊の世代が75歳以上に	

4. 介護保険事業計画の基本指針の概要

「介護保険事業支援計画の基本指針」とは国が定める介護保険事業にかかわる基本指針で、いわば介護保険事業支援計画を策定する際のガイドラインです。3年を1期としてこの基本指針が策定され、市町村もこの指針に基づき計画を策定します。第9期介護保険事業計画の基本指針の概要は以下のとおりです。

【基本的な考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年(令和22年)を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための

医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

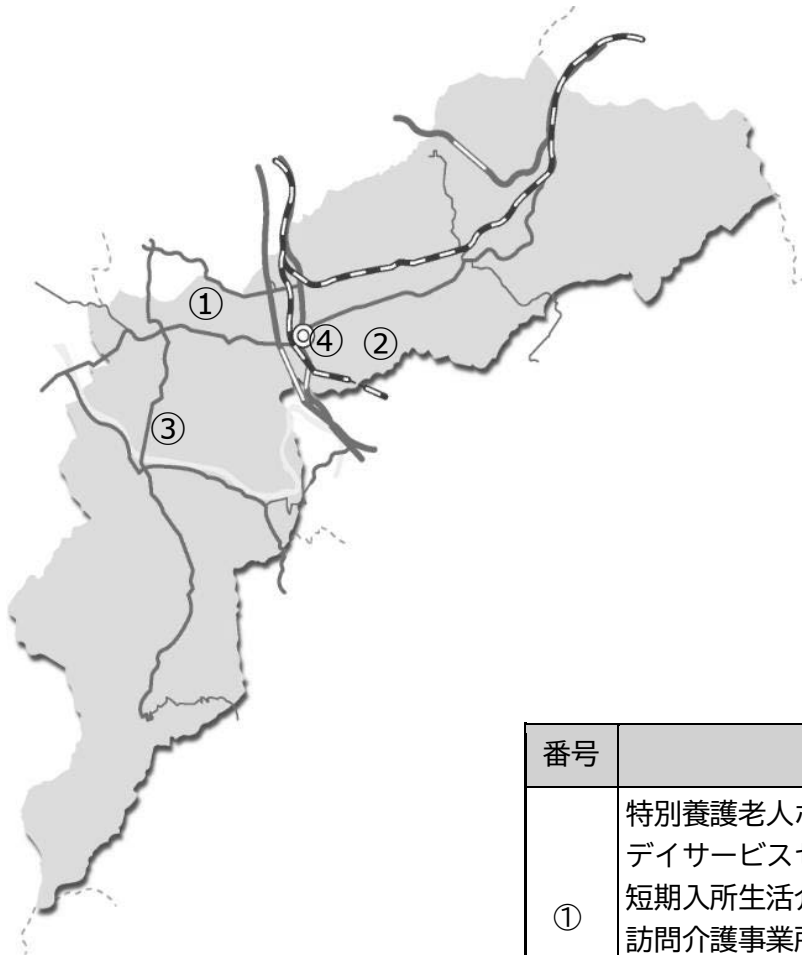
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

5. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件を総合的に勘案し、より身近な地域に公共介護施設などの整備を求める観点から設定するものです。本町では町内全域を一つの日常生活圏域として設定します。

日常生活圏域と介護給付等サービス提供施設



番号	名 称
①	特別養護老人ホーム えんじゅ荘 デイサービスセンター えんじゅ 短期入所生活介護事業 えんじゅ 訪問介護事業所 えんじゅ ふながた指定居宅介護支援事業所 舟形町高齢者生活福祉センター ゆいの家
②	地域密着型介護老人福祉施設 ほなみ 小規模多機能型居宅介護事業所 ほなみ
③	介護老人保健施設 舟形徳洲苑 短期入所療養介護事業所 舟形徳洲苑 通所リハビリテーション 舟形徳洲苑 訪問リハビリテーション 舟形徳洲苑 舟形徳洲苑介護センター
④	舟形町地域包括支援センター

6. 計画の策定過程

高齢者実態調査（令和5年1月実施）

①高齢者の健康と生活状況調査〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕

地域の課題や高齢者のニーズを把握し、施策に反映させるための基礎資料とするためにアンケート調査を行いました。

②高齢者の生活と介護者の就労状況調査〔在宅介護実態調査〕

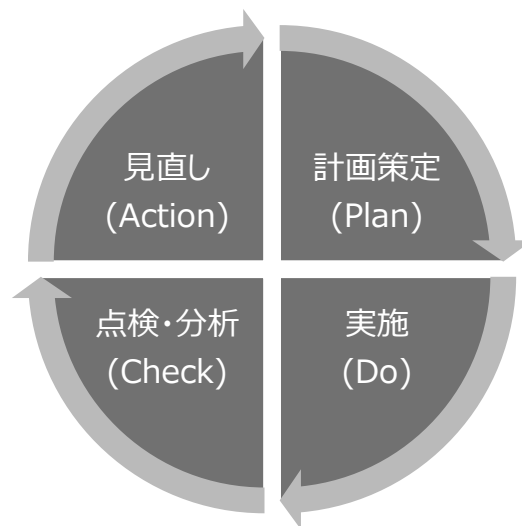
高齢者の在宅生活の継続と、家族介護者の就労継続のために必要な介護サービス等を検討するための基礎資料とするためにアンケート調査を行いました。（結果は省略）

7. 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況は、毎年度、舟形町において点検・分析を行い地域包括ケア推進協議会（※）に報告し、意見を伺い評価します。

この評価結果に基づき、必要に応じて施策の見直しを図るなど、PDCAサイクルを通して、本計画を適切に実施できるよう進行管理を行います。

また、この施策の進捗状況や評価に関する情報は、ホームページで町民に公表するなど、積極的に情報開示を行っていきます。



第2章 町の高齢者の現状と課題

第2章／町の高齢者の現状と課題

1. 人口の状況と推計

(1) 人口の推移

本町の人口は、令和2年の国勢調査によれば5,007人で、20年前の平成17年と比較して1,664人、24.9%減少している状況にあります。

今後の人口推移についても、一層の減少が続くと見込まれており、年齢3区分別にみると特に生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、すでに令和2年において5割を切り、令和27年（2045年）には4割を切ると推計されています。

高齢者人口の推移としては、令和2年において65歳以上は2,103人、人口に占める割合（高齢化率）は42.0%となっていますが、令和27年（2045年）では総人口が減ることに加え、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口が急速に減少することにより高齢化率は53.4%に達する見通しです。一方で令和7年には、高齢化率の割合（46.5%）が生産年齢人口の割合（44.4%）を超え逆転する厳しい状況となることが予測されます。

また、高齢者人口を65～74歳、75歳以上に区分した場合、前期高齢者である65～74歳人口が減少していくのに対し、75歳以上人口は平均寿命の伸長により令和17年（2035年）まで増加が続くものと見込まれており、超高齢社会においては介護サービスの需要も高まると推測されます。

表2-1 人口の推移と将来推計

西暦・和暦	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
区分	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
総人口(人)	6,671	6,164	5,631	5,007	4,607	4,133	3,696	3,253	2,799
15歳未満(人)	772	659	596	483	423	359	296	241	192
15歳～40歳未満(人)	1,464	1,263	1,065	841	721	554	473	414	352
40歳～65歳未満(人)	2,314	2,182	1,920	1,580	1,323	1,196	1,076	910	760
65歳～75歳未満(人)	952	757	789	975	965	749	521	449	446
75歳以上(人)	1,169	1,303	1,261	1,128	1,175	1,275	1,330	1,239	1,049
生産年齢人口(人)	3,778	3,445	2,985	2,421	2,044	1,750	1,549	1,324	1,112
高齢者人口(人)	2,121	2,060	2,050	2,103	2,140	2,024	1,851	1,688	1,495
生産年齢人口割合(%)	56.6	55.9	53.0	48.4	44.4	42.3	41.9	40.7	39.7
高齢化率(%)	31.8	33.4	36.4	42.0	46.5	49.0	50.1	51.9	53.4
高齢化率(山形県)(%)	25.5	27.5	30.6	33.7	36.0	37.6	38.9	41.0	43.0
高齢化率(全国)(%)	20.1	22.8	26.3	28.0	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

単位：人口～高齢者人口（人） 生産年齢人口割合～高齢化率（全国）（%）

出典：2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

以上 地域包括ケア「見える化」システム より

図 2-1 人口の推移と将来推計

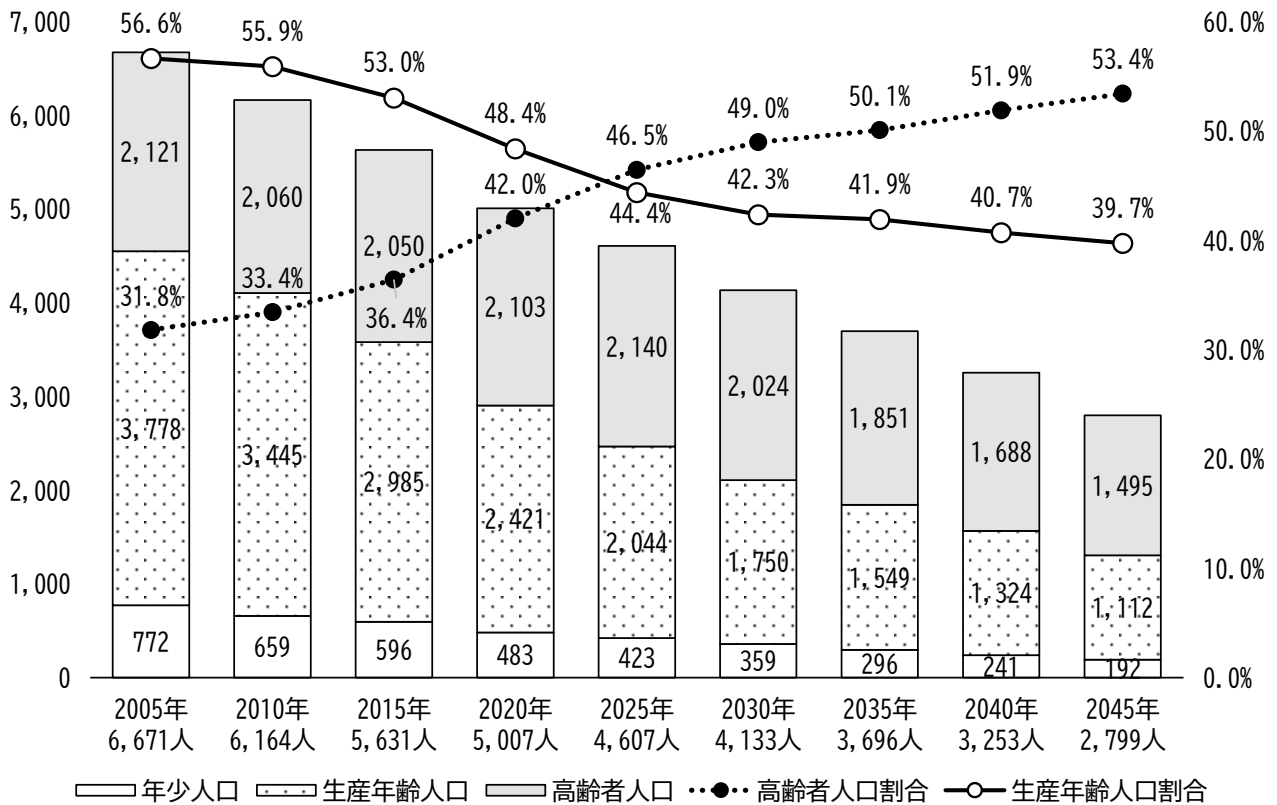
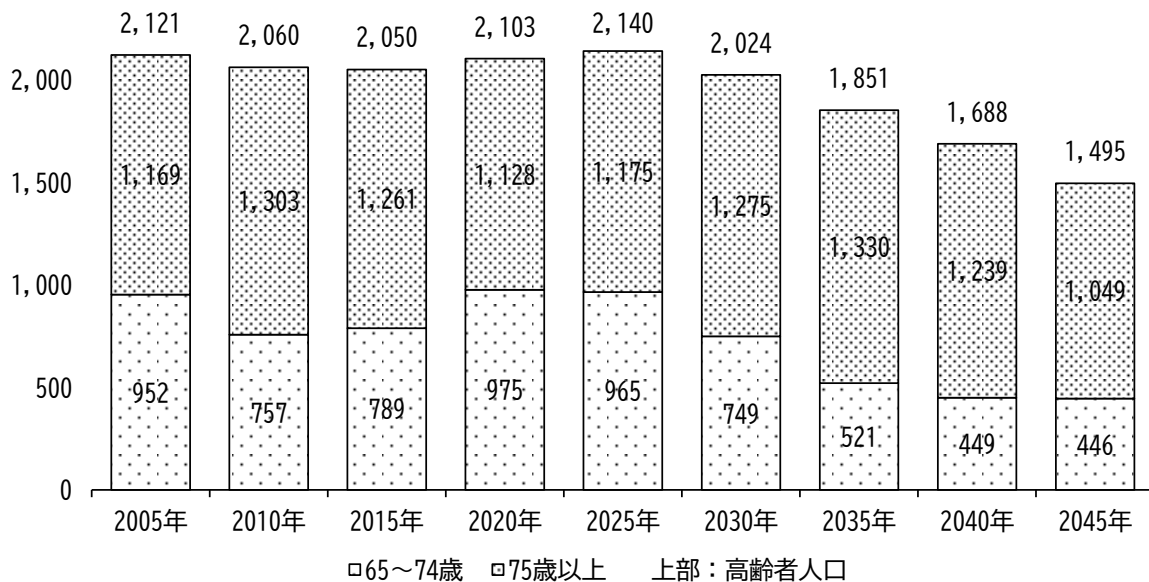


図 2-2 高齢者人口（2 区分）の推移と将来推計



(2) 地区別の人口状況

令和3年度から5年度までの地区、年齢別（2区分）の人口統計を見ると、どの地区でも64歳までの人口が減少し、65歳以上の人口の割合が増加しており高齢化が進んでいます。

表 2-2 地区、年齢別（2区分）の人口推移

地区名	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	65歳未満	65歳以上	地区総人口	高齢化率	65歳未満	65歳以上	地区総人口	高齢化率	65歳未満	65歳以上	地区総人口	高齢化率
野	96	59	155	38.1%	93	59	152	38.8%	94	58	152	38.2%
幅	78	62	140	44.3%	73	61	134	45.5%	65	62	127	48.8%
長尾	41	35	76	46.1%	39	35	74	47.3%	39	32	71	45.1%
内山	115	101	216	46.8%	109	103	212	48.6%	106	95	201	47.3%
長沢第1	115	95	210	45.2%	109	89	198	44.9%	100	88	188	46.8%
長沢第2	41	35	76	46.1%	42	36	78	46.2%	42	33	75	44.0%
長沢第3	65	58	123	47.2%	56	59	115	51.3%	52	64	116	55.2%
経壇原	78	43	121	35.5%	67	45	112	40.2%	66	46	112	41.1%
大平	63	32	95	33.7%	60	33	93	35.5%	59	32	91	35.2%
一の関	129	88	217	40.6%	121	87	208	41.8%	118	91	209	43.5%
舟形第1	84	63	147	42.9%	74	61	135	45.2%	74	63	137	46.0%
舟形第2	51	41	92	44.6%	54	38	92	41.3%	53	36	89	40.4%
舟形第3	372	123	495	24.8%	392	122	514	23.7%	388	123	511	24.1%
舟形第4	98	106	204	52.0%	96	100	196	51.0%	88	100	188	53.2%
紫山	117	82	199	41.2%	111	83	194	42.8%	107	80	187	42.8%
沖の原	102	79	181	43.6%	101	77	178	43.3%	104	76	180	42.2%
鼠沢	1	3	4	75.0%	1	3	4	75.0%	0	3	3	100.0%
西堀	196	112	308	36.4%	185	117	302	38.7%	170	124	294	42.2%
木友	60	60	120	50.0%	60	60	120	50.0%	57	58	115	50.4%
小松	0	6	6	100.0%	0	6	6	100.0%	0	6	6	100.0%
長者原	149	92	241	38.2%	142	94	236	39.8%	134	96	230	41.7%
福寿野	145	89	234	38.0%	147	83	230	36.1%	130	83	213	39.0%
富田第1	110	80	190	42.1%	104	79	183	43.2%	100	78	178	43.8%
富田第2	90	70	160	43.8%	89	69	158	43.7%	86	66	152	43.4%
太折	50	40	90	44.4%	51	35	86	40.7%	48	35	83	42.2%
馬形	10	8	18	44.4%	11	7	18	38.9%	10	6	16	37.5%
瀬脇	2	8	10	80.0%	2	7	9	77.8%	2	7	9	77.8%
堀内	111	85	196	43.4%	94	91	185	49.2%	91	92	183	50.3%
実栗屋	57	45	102	44.1%	51	49	100	49.0%	51	46	97	47.4%
洲崎	94	81	175	46.3%	89	80	169	47.3%	85	82	167	49.1%
横山	4	10	14	71.4%	4	10	14	71.4%	6	8	14	57.1%
真木野	4	15	19	78.9%	7	15	22	68.2%	5	14	19	73.7%
新堀	19	28	47	59.6%	15	27	42	64.3%	15	26	41	63.4%
西又	10	9	19	47.4%	8	8	16	50.0%	7	7	14	50.0%
松橋	14	12	26	46.2%	16	11	27	40.7%	16	10	26	38.5%
向山	84	5	89	5.6%	80	7	87	8.0%	79	6	85	7.1%
光生園	62	43	105	41.0%	58	43	101	42.6%	59	46	105	43.8%
えんじゅ荘	0	84	84	100.0%	0	83	83	100.0%	0	84	84	100.0%
ほなみ	1	28	29	96.6%	0	28	28	100.0%	0	27	27	100.0%
総合計	2,918	2,115	5,033	42.0%	2,811	2,100	4,911	42.8%	2,706	2,089	4,795	43.6%

2. 高齢者の世帯状況

前述の高齢化傾向同様、舟形町の高齢者世帯数（割合）は増加傾向にあります。

令和2年では、高齢者を含む世帯数の一般世帯数に占める割合は、75.6%と4分の3を超えました。高齢夫婦世帯は14.7%、高齢独居世帯は11.8%と1割を超えています。

山形県、最上地区と比較すると、すべての割合で町が上回りました。高齢者を含む世帯の割合では、それぞれ20%、10%以上高くなっています。

表 2-3 高齢者の世帯状況

		平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	令和 2 年
舟 形 町	一般世帯数	1,710	1,700	1,685	1,657	1,635	1,615	1,574
	高齢者を含む世帯数	1,242	1,246	1,242	1,226	1,212	1,201	1,190
	割合	72.6%	73.3%	73.7%	74.0%	74.1%	74.4%	75.6%
	高齢夫婦世帯数	111	127	139	140	152	169	232
	割合	6.5%	7.5%	8.2%	8.4%	9.3%	10.5%	14.7%
	高齢独居世帯数	91	105	117	124	138	155	186
	割合	5.3%	6.2%	6.9%	7.5%	8.4%	9.6%	11.8%
最 上 地 区	一般世帯数	26,050	25,878	25,701	25,514	25,220	24,873	24,297
	高齢者を含む世帯数	15,276	15,608	15,833	15,842	15,812	15,763	15,782
	割合	58.6%	60.3%	61.6%	62.1%	62.7%	63.4%	65.0%
	高齢夫婦世帯数	1,431	1,607	1,761	1,870	2,004	2,152	2,900
	割合	5.5%	6.2%	6.9%	7.3%	7.9%	8.7%	11.9%
	高齢独居世帯数	1,368	1,574	1,773	1,959	2,139	2,317	2,811
	割合	5.3%	6.1%	6.9%	7.7%	8.5%	9.3%	11.6%
山 形 県	一般世帯数	376,219	381,734	385,869	387,229	389,526	392,288	396,792
	高齢者を含む世帯数	187,169	194,334	200,336	203,996	208,900	214,421	219,042
	割合	49.8%	50.9%	51.9%	52.7%	53.6%	54.7%	55.2%
	高齢夫婦世帯数	22,470	25,486	28,235	30,440	33,118	36,028	47,618
	割合	6.0%	6.7%	7.3%	7.9%	8.5%	9.2%	12.0%
	高齢独居世帯数	19,833	22,961	25,976	28,757	32,593	36,953	43,451
	割合	5.3%	6.0%	6.7%	7.4%	8.4%	9.4%	11.0%

出典：総務省「国勢調査」

図 2-3 高齢者を含む世帯数の割合

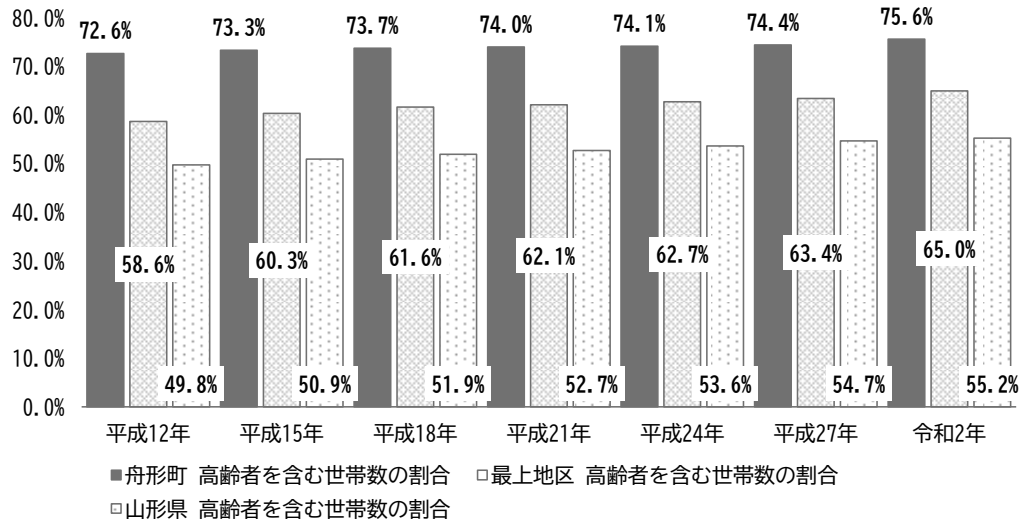


図 2-4 高齢夫婦世帯数の割合

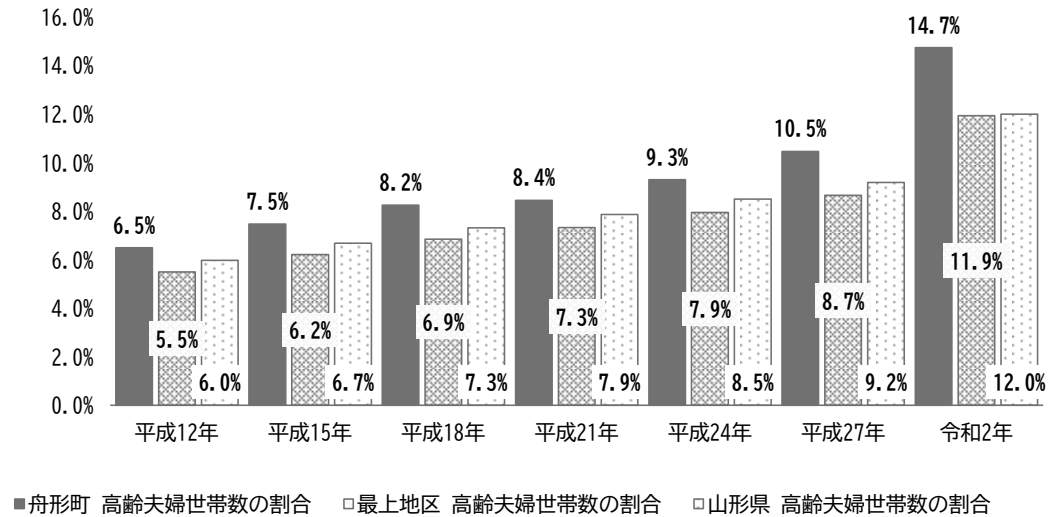
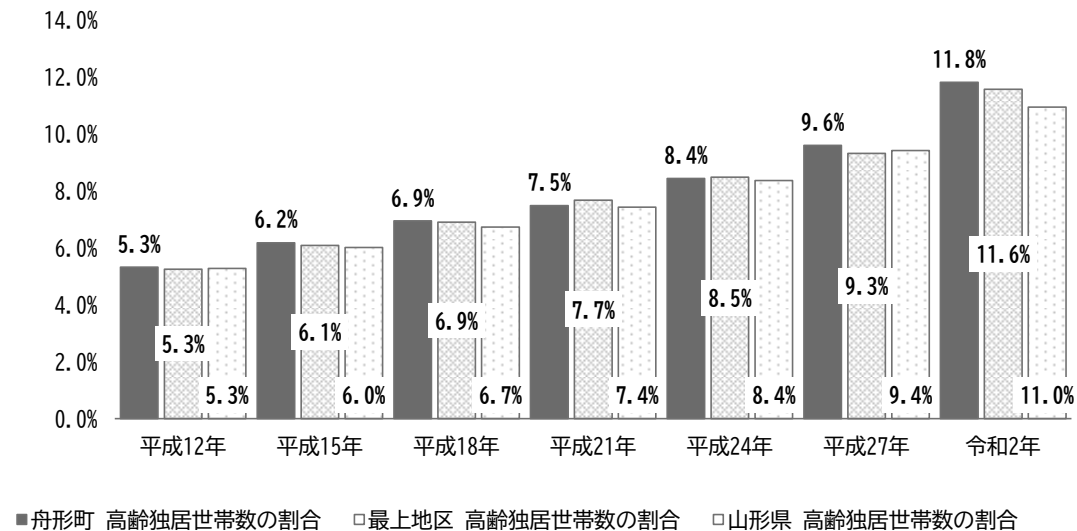


図 2-5 高齢独居世帯数の割合



3. 調査結果の概要

(1) 高齢者の健康と生活状況調査〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕

○調査の目的と概要

第9期舟形町高齢者福祉・介護保険事業計画策定に係る基礎資料作成のため調査を実施する。

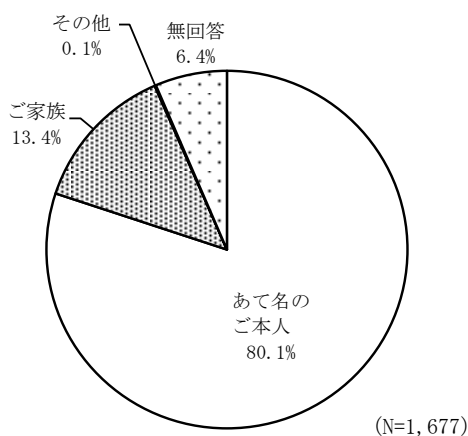
また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の対象者把握事業も兼ね、調査設問の中から「基本チェックリスト」の該当設問を抽出・集計・分析し、一般介護予防事業、総合事業の事業対象者を判定も行う(機能低下リスク調査)

調査区域	舟形町全域
調査対象	舟形町に在住する65歳以上の者であって、かつ、要介護度1～5に認定されていない者
調査方法	郵送調査方法（配布・回収）
調査設問	国から示された調査項目及び町独自の調査項目
調査期間	郵送調査期間 令和5年1月13日～1月20日
回収結果	調査対象者数 : 1,759人 有効回答数 : 1,677件 回答率 : 95.3%

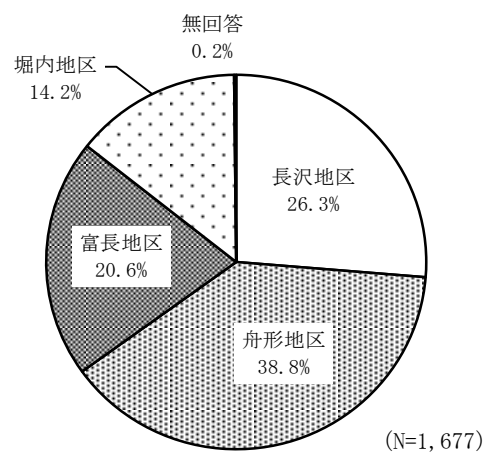
○調査結果の概要

①調査票の記入者について

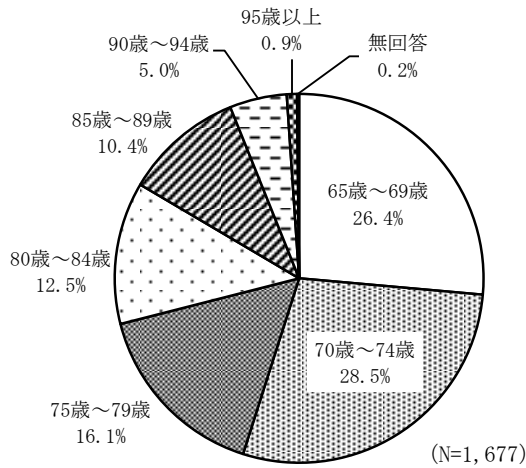
◇本人、家族



◇地区別



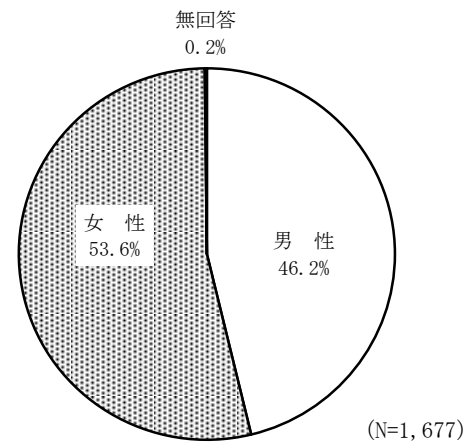
◇年 齢



65歳～74歳の前期高齢者の割合 54.9%

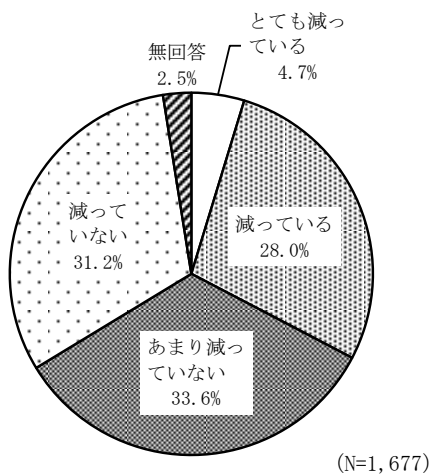
75歳以上の後期高齢者の割合 44.9%

◇性 別



②外出について

◇外出の回数が減っているか



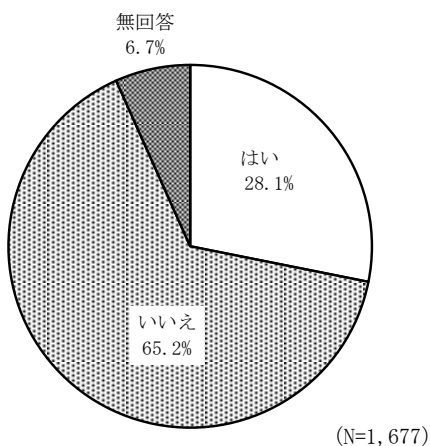
昨年と比べて外出の回数が減っているかは、「あまり減っていない」が33.6%、「減っていない」が31.2%となっている。

一方、「減っている」は28.0%、「とても減っている」は4.7%となっている。

前回調査との比較では「減っている」「とても減っている」の割合は4.1ポイント増加している。

	今回	前回	比較
とても減っている	4.7%	4.3%	0.4ポイント
減っている	28.0%	24.3%	3.7ポイント
計			4.1ポイント

◇外出を控えているか



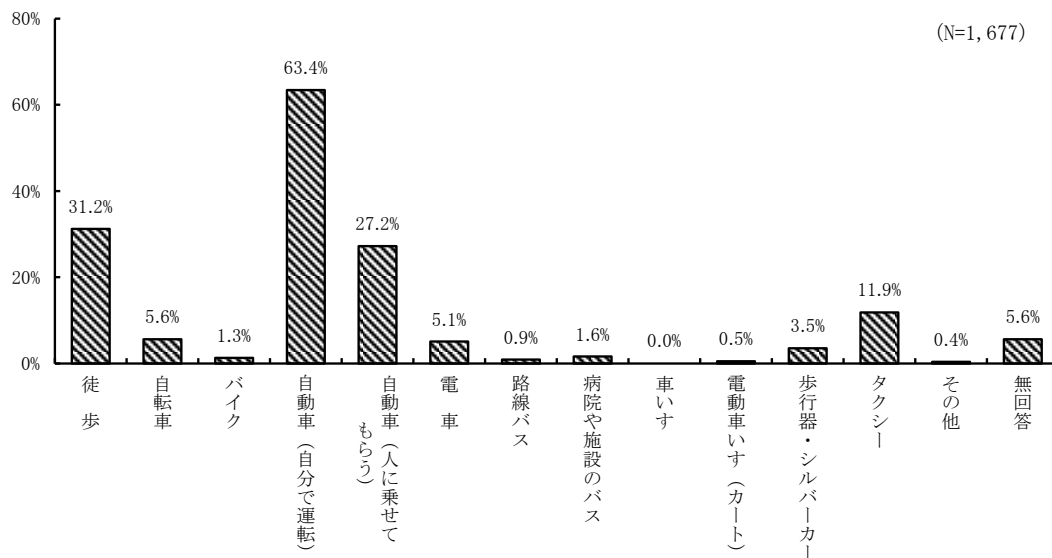
外出を控えているかは、「いいえ」が65.2%で6割を超えている。

一方、「はい」は28.1%となっている。

前回調査との比較では外出を控えている人の割合が5.8ポイント増加している。

	今回	前回	比較
はい	28.1%	22.3%	5.8ポイント
いいえ	65.2%	72.0%	-6.8ポイント

◇外出する際の移動手段



外出する際の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が 63.4%で最も割合が高く、次いで「徒歩」が 31.2%、「自動車（人に乗せてもらう）」が 27.2%、「タクシー」が 11.9%の順となっている。「電車」「路線バス」を合わせた公共交通の利用率は 6.0%となっている。

③地域での活動について

	今回	前回	比較 ポイント
ボランティアのグループ	6.1%	8.5%	-2.4
スポーツ関係のグループやクラブ	16.1%	19.9%	-3.8
趣味関係のグループ	14.0%	18.1%	-4.1
学習・教養サークル	3.6%	4.2%	-0.6
介護予防のための通いの場	12.9%	9.2%	3.7
老人クラブ	5.0%	9.0%	-4.0
町内会・自治会	5.1%	6.2%	-1.1
収入のある仕事	28.8%	21.7%	7.1

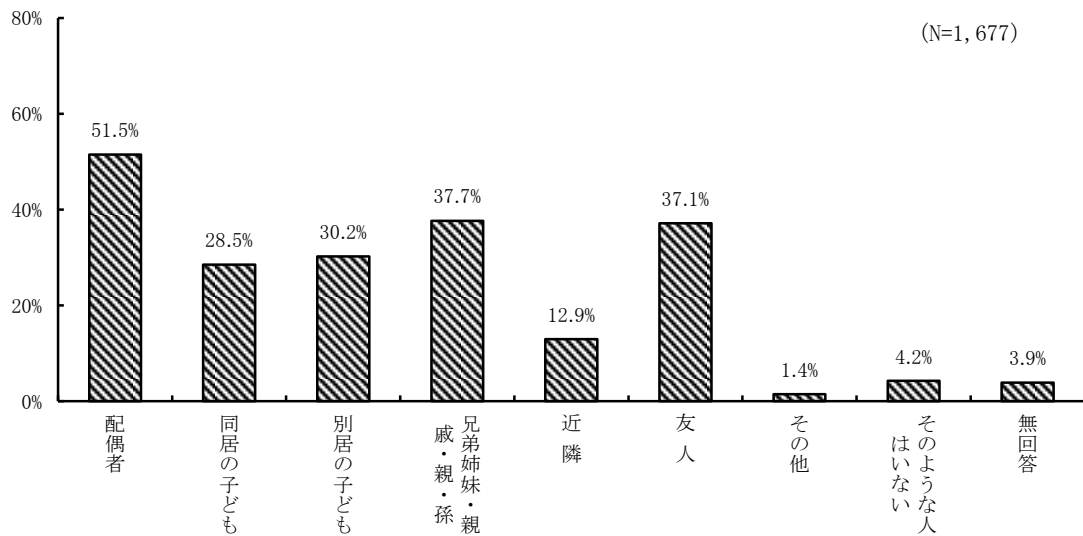
・地域活動に参加者として参加希望	53.5%	56.4%	-2.9
・地域活動に企画・運営面で参加希望	34.7%	32.2%	2.5

*ボランティアのグループから収入のある仕事までは、「月1～3回」以上参加していると回答した人の割合

*地域活動への参加については、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」「すでに参加している」と回答した人の割合

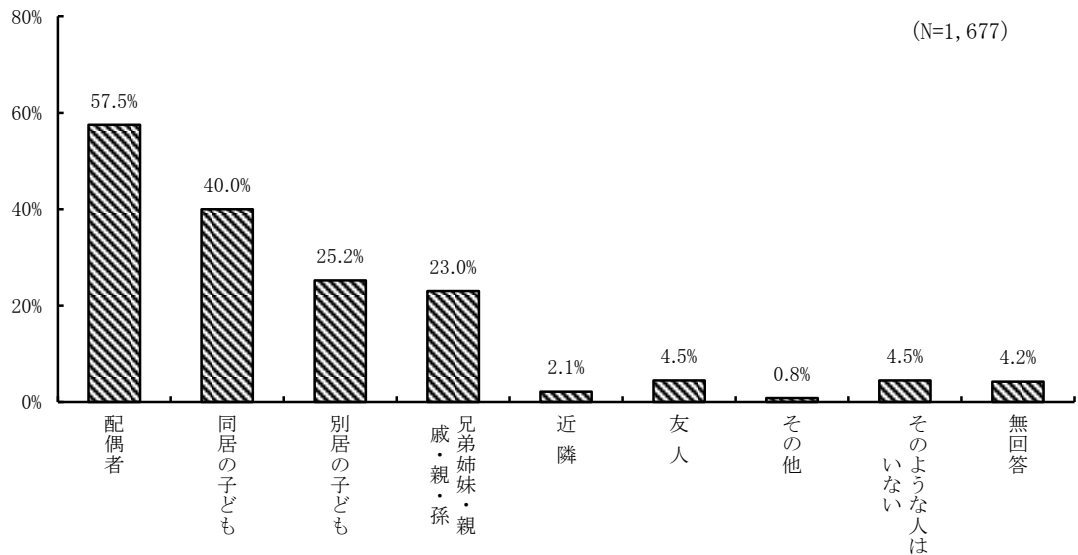
④助け合い、支え合い

◇心配事や愚痴を聞いてくれる人



心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 51.5%で最も割合が高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 37.7%、「友人」が 37.1%、「別居の子ども」が 30.2%、「同居の子ども」が 28.5%の順となっている。一方、「そのような人はいない」は 4.2%となっている。

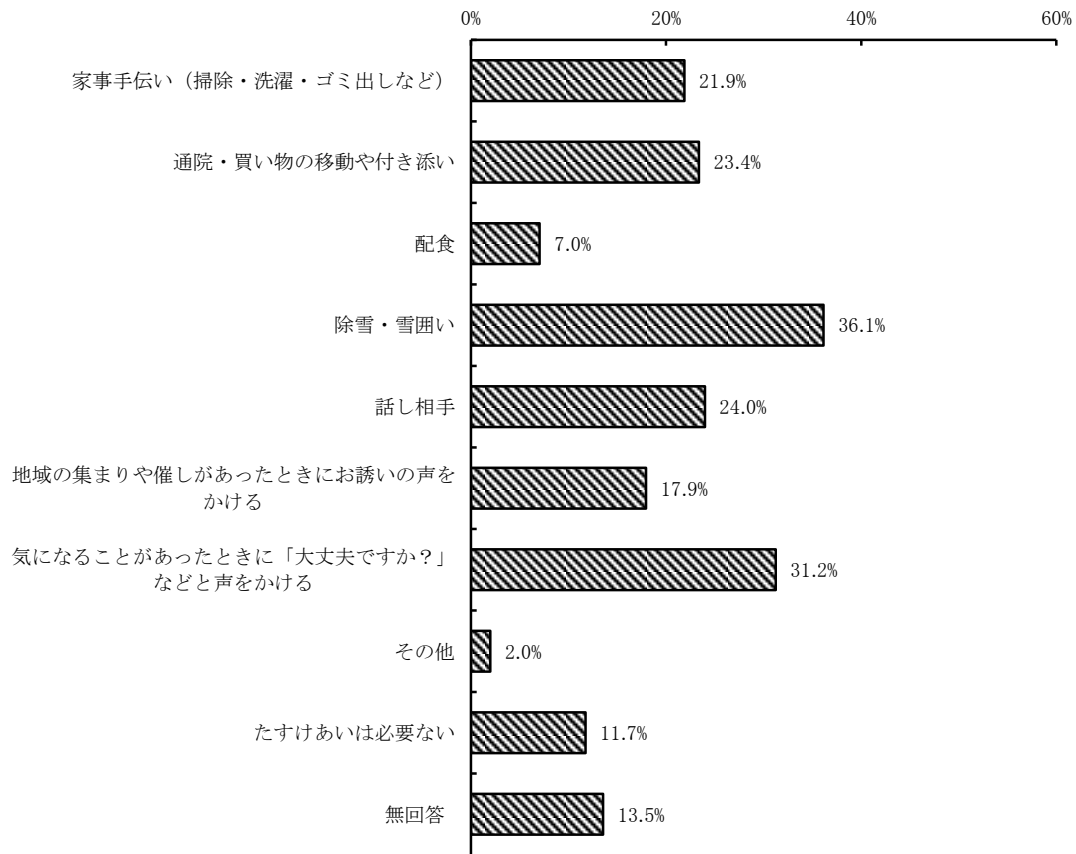
◇看病や世話をしてくれる人



病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が 57.5%で最も割合が高く、次いで「同居の子ども」が 40.0%、「別居の子ども」が 25.2%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 23.0%の順となっている。

一方、「そのような人はいない」は 4.5%となっている。

◇生活に必要なたすけあい



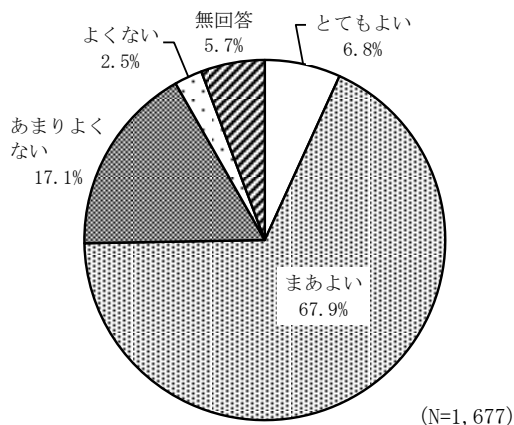
(N=1,677)

生活で現在もしくは今後、必要なたすけあいは、「除雪・雪囲い」が 36.1%で最も割合が高く、次いで「気になることがあったときに『大丈夫ですか？』などと声をかける」が 31.2%、「話し相手」が 24.0%、「通院・買い物の移動や付き添い」が 23.4%、「家事手伝い（掃除・洗濯・ゴミ出しなど）」が 21.9%の順となっている。

一方、「たすけあいは必要ない」は 11.7%となっている。

⑤心身の健康状態

◇現在の健康状態

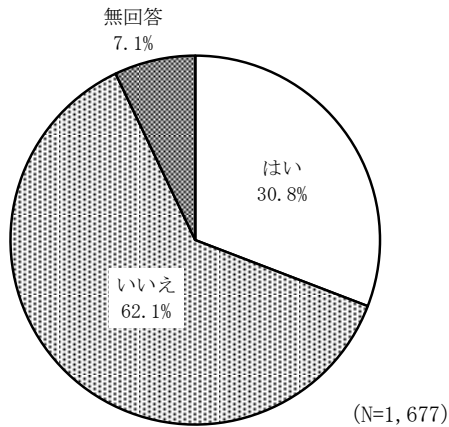


(N=1,677)

現在の健康状態は、「まあよい」が 67.9%、「あまりよくない」が 17.1%、「とてもよい」が 6.8%となっている。

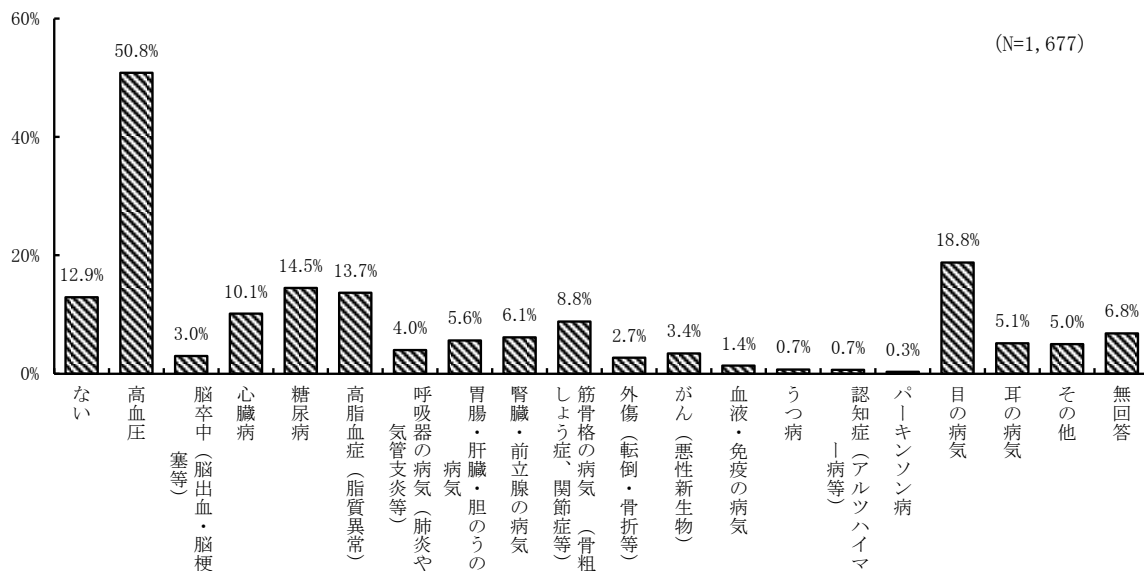
「よくない」「あまりよくない」を合わせると 19.6%となっている。

◇気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすること



この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったかは、「いいえ」が62.1%、「はい」が30.8%となっている。

◇現在治療中、または後遺症のある病気

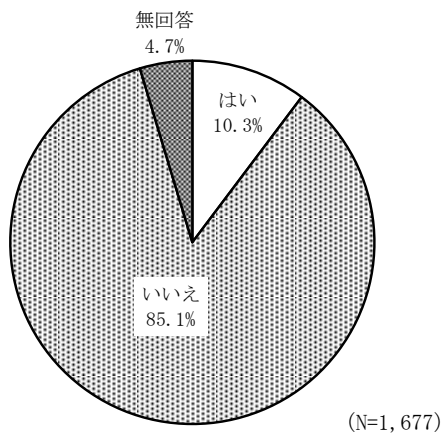


現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が50.8%で最も割合が高く、次いで「目の病気」が18.8%、「糖尿病」が14.5%、「高脂血症（脂質異常）」が13.7%、「心臓病」が10.1%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が8.8%の順となっている。

一方、「ない」は12.9%となっている。

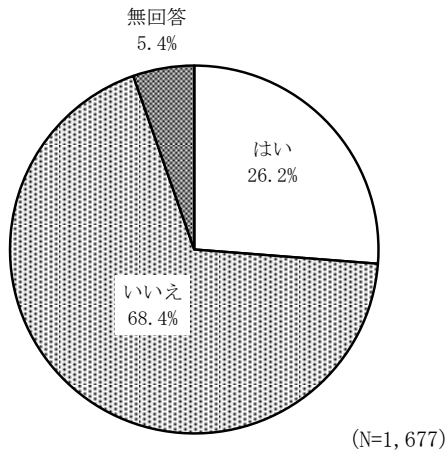
⑥認知症について

◇認知症の症状がある人及び家族



認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかは、「いいえ」が85.1%、「はい」が10.3%となっている。

◇認知症に関する相談窓口を知っているか



認知症に関する相談窓口を知っているかは、「いいえ」が68.4%、「はい」が26.2%となっている。

○機能低下リスク調査の結果

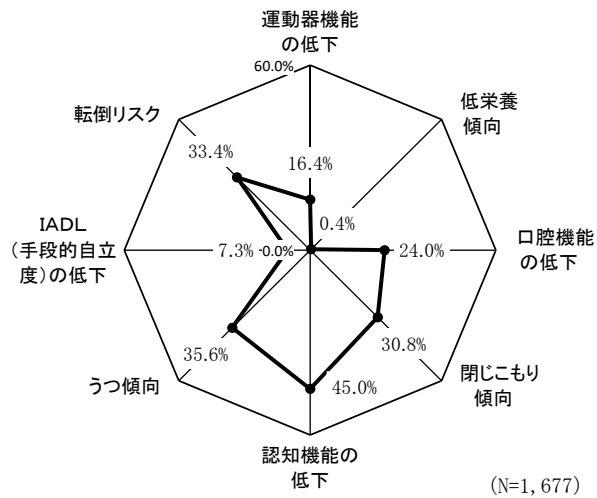
本調査は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を利用し、一般高齢者と要支援認定者が要介護状態になるリスクを把握し、今後の介護予防等に役立てる。

①前回との比較

	運動器機能の低下	低栄養傾向	口腔機能の低下	閉じこもり傾向	認知機能の低下	うつ傾向	IADLの低下	転倒リスク
今回	16.4%	0.4%	24.0%	30.8%	45.0%	35.6%	7.3%	33.4%
前回	16.1%	0.5%	19.4%	—	43.0%	—	—	—
比較ポイント	0.3	-0.1	4.6	—	2.0	—	—	—

前回調査との比較では、低栄養傾向が0.1ポイント減少したのみで、運動器機能の低下、口腔機能の低下、認知機能の低下はそれぞれ増加となった。

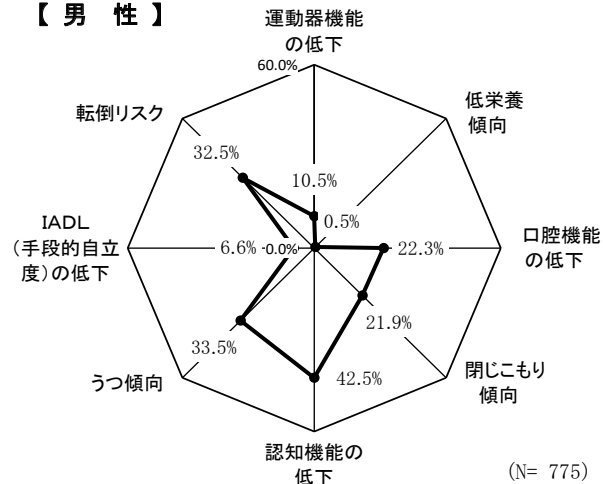
②全 体



各リスク項目を町全体でみると、「認知機能の低下」が45.0%で最も割合が高く、次いで「うつ傾向」が35.6%、「転倒リスク」が33.4%、「閉じこもり傾向」が30.8%、「口腔機能の低下」が24.0%の順となっている。

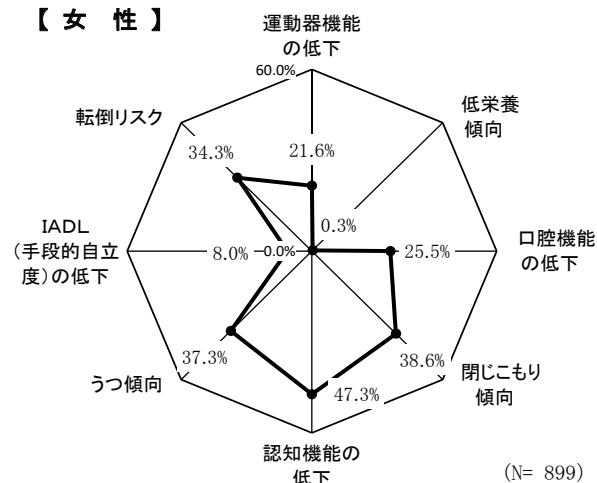
②性 別

【 男 性 】



各リスク項目を男性でみると、「認知機能の低下」が42.5%で最も割合が高く、次いで「うつ傾向」が33.5%、「転倒リスク」が32.5%、「口腔機能の低下」が22.3%、「閉じこもり傾向」が21.9%の順となっている。

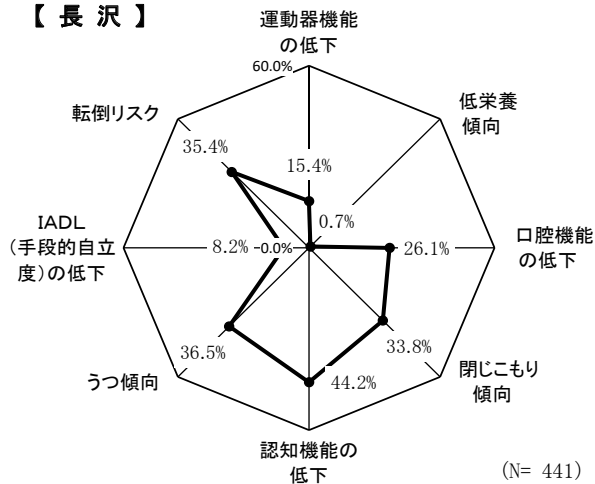
【 女 性 】



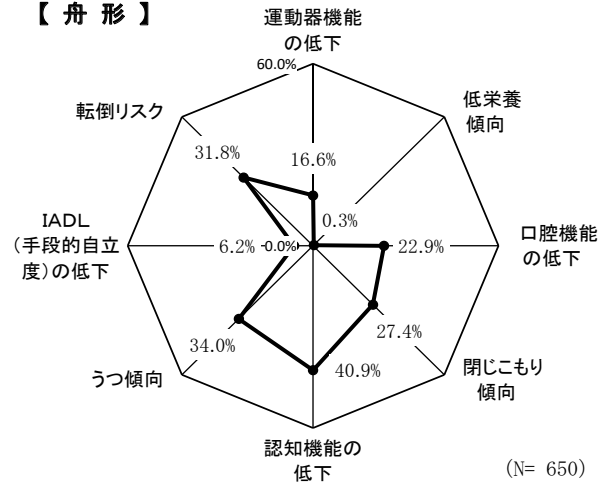
各リスク項目を女性でみると、「認知機能の低下」が47.3%で最も割合が高く、次いで「閉じこもり傾向」が38.6%、「うつ傾向」が37.3%、「転倒リスク」が34.3%、「口腔機能の低下」が25.5%の順となっている。

③地区別

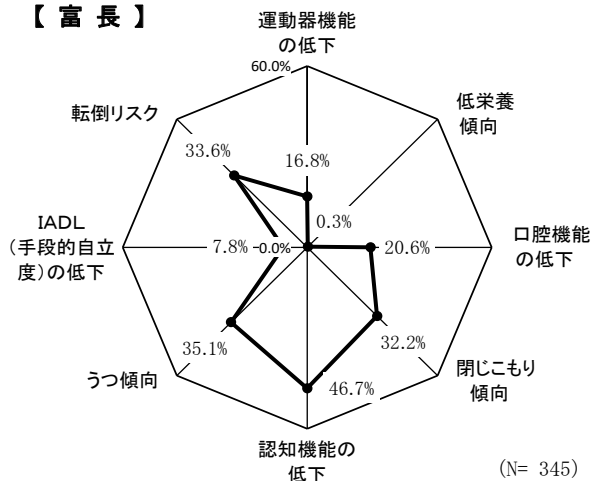
【長 沢】



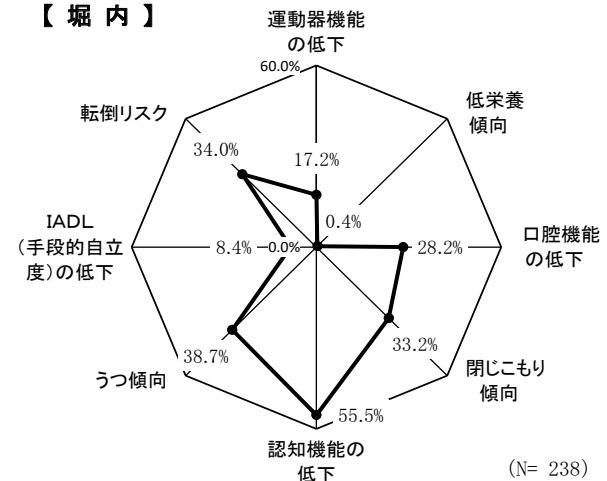
【舟 形】



【富 長】



【堀 内】



地区別のリスク該当者割合を見ると、地区による大きな差は見られない。

長沢地区では、「低栄養傾向」「口腔機能の低下」「閉じこもり傾向」「うつ傾向」「IADL (手段的自立度)の低下」「転倒リスク」のリスク該当者割合が全体より高くなっている。

舟形地区では、「運動器機能の低下」のリスク該当者割合が全体より高くなっている。

富長地区では、「運動器機能の低下」「閉じこもり傾向」「認知機能の低下」「IADL (手段的自立度)の低下」「転倒リスク」のリスク該当者割合が全体より高くなっている。

堀内地区では、「運動器機能の低下」「口腔機能の低下」「閉じこもり傾向」「認知機能の低下」「うつ傾向」「IADL (手段的自立度)の低下」「転倒リスク」のリスク該当者割合が全体より高くなっている。

○調査結果から見える課題

①健康づくり・介護予防の推進について

主観的健康感としては2割弱の人が「よくない・あまり良くない」との自覚があります。

現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が最も割合が高く、次いで「目の病気」、「糖尿病」、「高脂血症（脂質異常）」、「心臓病」、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」の順となっており、生活習慣病を抱えている人も多く見受けられます。

介護予防には生活習慣病を予防することも重要であることから、参加しやすい通いの場の仕組みづくりや情報発信の工夫を進めるとともに、前期高齢者の加入率が高い国民健康保険における特定健康診査や特定保健指導、その他保健事業などと連携を行い、一体的に推進していくことが重要です。

介護予防のための通いの場の参加については、「参加していない」が8割となっている状況です。高齢者の健康自立度を悪化させないように通いの場等への積極的な参加を呼び掛け、通いの場の拡大に取り組むなど、地域住民の協力で支え合える地域づくりが必要です。

②認知症の改善に向けた総合支援について

リスク該当者の各種割合をみると、「認知機能の低下」が最も多く、さらに「うつ傾向」、「閉じこもり傾向」も上位となっています。「運動器の機能低下」と「認知機能の低下」、「うつ傾向」、「閉じこもり傾向」は相互に関連するリスクと考えられ、足腰・腹部の筋力向上のための運動を取り入れた中年期からの介護予防事業の充実が求められます。

社会資源を把握し、介護予防のための体操やレクリエーションとしての趣味講座や交流事業への参加の呼びかけを積極的に行うことが有効です。

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについて「はい」が1割を超えています。認知症についての相談窓口について知っている人は3割に満たず、認知症の早期対応に遅れが出ることが懸念されます。

今後、認知症高齢者の増加が予測される中で、認知症の早期発見、早期対応を行うために、認知症ケアパスの普及や認知症の人とその家族が、身近な地域で相談や医療・介護等の支援が受けられる体制づくりが求められます。

③高齢者の生きがい・社会参加の充実について

地域住民の有志による健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向について、一般高齢者の地域活動等への参加状況は、「収入のある仕事」、「趣味関係のグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」が上位を占め、「地域活動に参加者として参加希望」は5割を超え、「地域活動に企画・運営面で参加希望」は3割を超えています。

趣味等のグループ活動への支援の充実を進めるとともに、お世話役として参加する人を増やしていくことで、高齢者の生きがいがづくりや地域活動の活性化により、地域の高齢者同士が支え合う仕組みづくりに繋げることは、健康づくりや機能改善、また自立した生活を送るための効果が期待できると考えられます。高齢者の社会参加を促進するための環境整備が重要となります。

④地域共生社会実現に向けた支え合いの推進について

一般高齢者のたすけあいの状況をみると、「心配事や愚痴を聞いてくれる人はいない」は4.2%、「看病や世話をしてくれる人はいない」は4.5%いました。

相談する相手や世話をしてくれる人がいない高齢者も一定数いることから、通いの場などを通じて談話や会食を進めるなど、地域に暮らす高齢者を対象に運動教室や配食、家庭訪問等のアウトリーチを行うボランティアや地域での支え合いが必要となります。

地域で手助けしてほしいことについては、「除雪・雪囲い」が36.1%で最も割合が高く、次いで「気になることがあったときに『大丈夫ですか?』などと声をかける」が31.2%、「話し相手」が24.0%、「通院・買い物の移動や付き添い」が23.4%、「家事手伝い（掃除・洗濯・ゴミ出しなど）」が21.9%の順となっており、「特に手助けは必要ない」は11.7%となっています。

地域での見守りや生活の支え合いのシステムづくりが求められています。

⑤在宅生活を支える暮らしの支援について

外出を控えている高齢者は、3割弱となっており、外出を控える理由は新型コロナウイルス感染症拡大による影響等の「その他」を除いて「足腰などの痛み」が多くなっています。外出する際の移動手段について、「自動車（自分で運転）」が7割弱と最も多くなっており、今後、足腰などの痛みが生じた時に、自分で自動車の運転ができず、外出を控えてしまう方の増加が懸念されます。

生活で現在もしくは今後、必要なたすけあいとして「通院・買い物の移動や付き添い」が23.4%となっています。また、高齢者の自動車運転による事故も社会問題となっていることから高齢者が医療機関への通院や生活必需品の買い物などで交通弱者とならないように、高齢者安全運転支援事業の推進や高齢者が利用しやすい町営バスの運行や新たな送迎サービスの開拓など町と地域が協働し支援していくことが重要です。

地域で手助けしてほしいことについては、「除雪・雪囲い」が36.1%で最も割合が高くなっています。特に高齢者にとって冬季間の除雪は最も深刻な課題となっています。地域支え合いの除排雪や高齢者世帯の除雪サービスを推進していく必要があります。

⑥「コロナ禍」後の地域福祉施策の推進について

高齢者の集まりやサークルへの参加状況は、前回調査との比較では、「収入のある仕事」、「介護予防のための通いの場」を除いて、参加の割合が減少している状況となっています。コロナ禍による会合の休止や参加の自粛が影響しているものと考えられます。

またこのことはリスクの「運動器機能の低下」、「認知機能の低下」の増加傾向にも少なからず影響があるものと考えられます。

地域での孤立・孤独の課題を抱える人、生活に困窮する人たちの存在が見えにくくなっている可能性があります。コロナ禍は人と人との交流や繋がりを希薄化させ、地域の福祉活動等は完全に復活はしてはいない状況です。

一方、「地域活動に参加者として参加希望」は5割を超え、「地域活動に企画・運営面で参加希望」は3割を超えています。コロナ後の地域活動への参加意欲が伺われます。

コロナ禍の終息を見据えて、高齢者の集まりやサークルへの参加、地域活動や通いの場、支える側のボランティアの活性化を図り、地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域福祉活動をさらに推進していく必要があります。

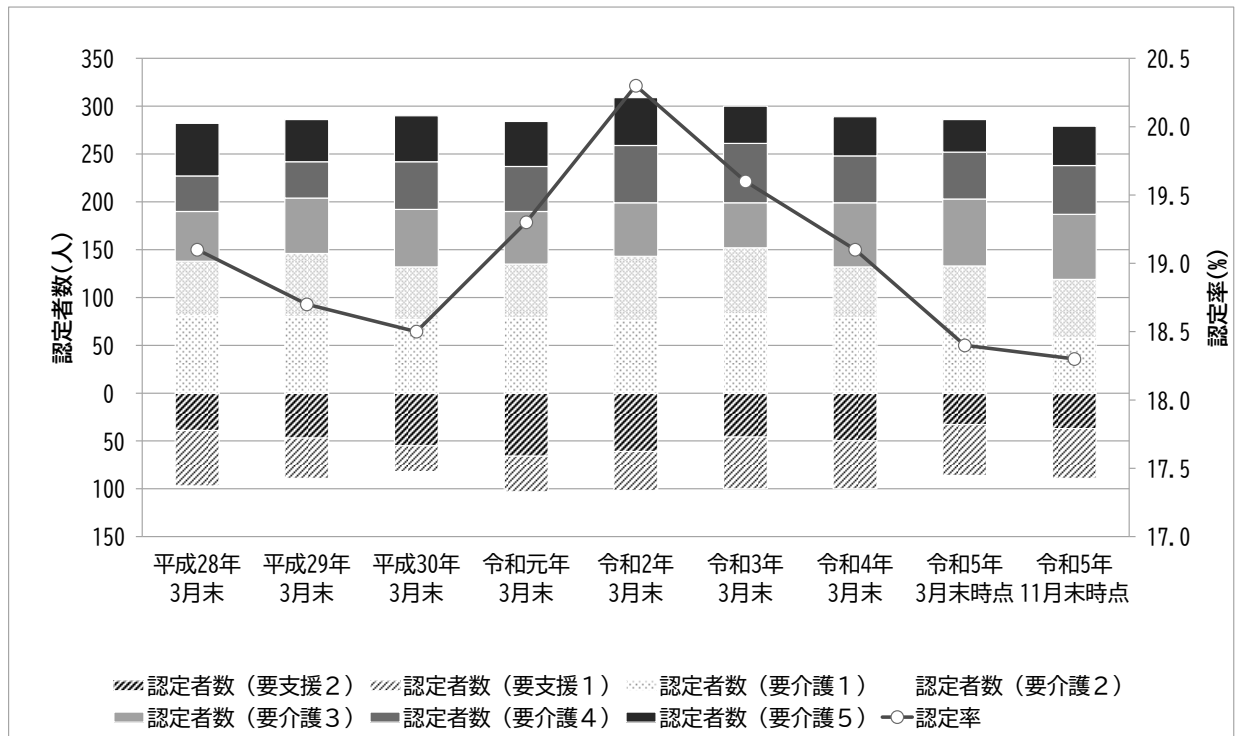
第3章 第8期介護保険の状況

第3章／介護保険事業の状況

1. 介護保険事業の状況

(1) 要介護認定者の推移

要介護（要支援）認定率（以下「認定率」といいます。）は、令和2年までは増加傾向が続いていましたが、その後は減少傾向となっています。

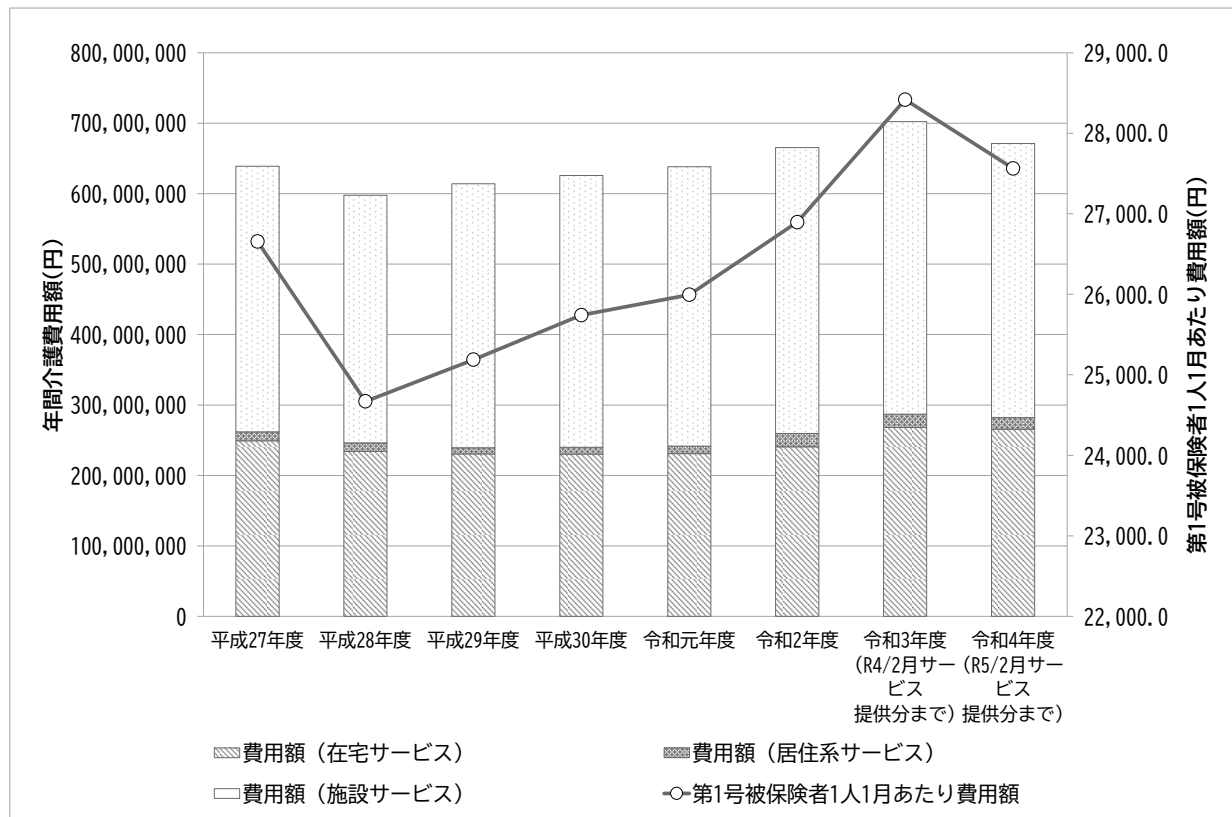


	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末 時点	令和5年 11月末 時点
認定者数(人)	379	375	372	387	411	400	389	372	368
要支援1(人)	42	27	37	41	54	50	53	52	49
要支援2(人)	47	55	66	61	46	50	33	37	38
要介護1(人)	81	80	77	79	76	83	79	72	58
要介護2(人)	57	66	55	56	67	69	53	61	61
要介護3(人)	52	58	60	55	56	47	67	70	68
要介護4(人)	37	38	50	47	60	62	49	49	51
要介護5(人)	55	44	48	47	50	39	41	34	41
認定率(%)	19.1	18.7	18.5	19.3	20.3	19.6	19.1	18.4	18.3
認定率(山形県)(%)	18.8	18.3	17.8	18.0	17.9	17.8	17.6	17.4	17.6
認定率(全国)(%)	17.9	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0	19.3

(出典) (出典) 平成27年度から令和3年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

(2) 介護費用額の推移

介護費用額は、令和3年までは増加傾向が続いていましたが、その後は減少傾向となっています。



(円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
費用額	費用額	638,993,238	597,782,512	614,226,764
	費用額 (在宅サービス)	249,170,468	234,336,102	230,576,834
	費用額 (居住系サービス)	12,710,260	11,982,800	8,708,770
	費用額 (施設サービス)	377,112,510	351,463,610	374,941,160
第1号被保険者1人1月あたり費用額		26,656.3	24,669.6	25,188.4
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (山形県)		25,440.9	25,364.6	25,682.7
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (全国)		22,926.6	22,966.8	23,238.3

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
625,825,512	638,206,343	665,515,123	702,272,963	671,275,766
230,231,482	231,050,073	240,708,313	268,035,233	265,569,226
9,722,270	10,666,410	18,877,380	19,042,190	16,635,540
385,871,760	396,489,860	405,929,430	415,195,540	389,071,000
25,741.4	25,994.6	26,896.8	28,418.1	27,563.7
25,969.8	26,305.4	26,495.5	26,714.3	26,516.6
23,498.7	24,105.9	24,567.0	25,132.1	25,476.6

(出典) 【費用額】平成27年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

第4章 基本理念及び目標

第4章／基本理念及び目標

I. 基本理念

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまち 高齢者の自立支援と重度化防止を共につくるまち

2025年（令和7年）には一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されています。こうしたなかで、急増する支援が必要な高齢者を支える仕組みづくりや、すべての高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らし続けるために健康寿命の延伸や重症化予防、多様で複合的なニーズに対応できるサービス体制整備が求められています。第8期計画では、「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまち」と「高齢者の自立支援と重度化防止を共につくるまち」という基本理念を掲げ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「給付の適正化」「充実した地域支援事業の推進」「高齢者の自立支援と重度化防止の充実」の4項目を重点課題とし、各種高齢者福祉施策の推進や介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。

第9期では、第8期計画の基本理念を踏襲し、さらに施策の充実を図っていきます。

「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまち」
「高齢者の自立支援と重度化防止を共につくるまち」

以上を基本理念とし以下の目標のもと高齢者福祉・介護保険事業を推進していきます。

II. 目標

1. 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎え、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。高齢化が進展する中、孤立死や老老介護、ひきこもり、自殺、さらにはヤングケアラーの増加など、高齢者の相談内容も多様化・複雑化していることから、地域の最前線に立ち、総合相談窓口である地域包括支援センターを中心としたケア体制を推進し、地域の自主性や主体性に基づき、どこに住んでいてもその人らしい生活ができるよう、適切な医療・介護サービスが受けられる社会の推進に取り組みます。

2. 介護保険サービスの充実と適正な提供

介護が必要な方が適切にサービスを利用し生活を継続できるためには、適切な介護認定調査や重度化防止及び自立支援に基づいたケアプランの作成が重要であり、その質を維持していくことが必要です。介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに利用者本位の質の高い介護サービスの提供のための取り組みを行います。

3. 健康・長寿のまちづくり

介護予防事業を強化し、健康や疾病予防についての関心を高めていくとともに、保健福祉サービスに関する関係機関との連携を強化し、高齢者のニーズに応じて、生涯を通じた健康づくりができるような取り組みを進めていきます。また、高齢者ができる限り介護を必要としない生活の支援に努めます。

高齢化が進む中、福祉のまちづくりをもとに、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進し、相互に支え合う地域づくりを進めるため、福祉分野はもとより、町民が取り組む多様なボランティア活動等への支援を行います。

高齢者の閉じこもりの発見や防止のための見守り活動等、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや介護に関わる人材育成の支援に努めます。

4. いきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた自宅や地域で自立した日常生活を継続するためには、高齢者本人へのアプローチだけではなく、社会や地域とのつながりを持ち、趣味やいきがいを持てるよう、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが必要となります。

そのため、「介護予防・重度化防止の取組」、「いきがいづくり・社会参加の推進」を一体的に行い、自立した日常生活を継続するための取組を推進します。

5. 安心・安全のまちづくり

町では、これまで高齢者の在宅生活を支えるため、介護保険給付や総合事業のほか様々なサービス・支援を実施してきました。これらのサービスについては、今後も支援を継続し、住みなれたまちでの安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

また、高齢者については災害時や感染症発生時には生命の危険と隣り合わせになってしまうことから、日頃からの対策を講じ、安心・安全を確保していく必要があります。

Ⅲ. 施策の体系図

基本理念	基本目標	施策の展開	具体的事業
高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまち 高齢者の自立支援と重度化防止を共につくるまち	1. 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括支援センターの強化	①地域包括支援センターの機能強化 ②総合相談支援の充実 ③権利擁護支援の促進
		(2) 地域と連携による包括ケア体制の強化	①包括的・継続的なケアマネジメントの充実 ②地域ケア会議の強化 ③在宅医療・介護連携の推進 ④認知症施策の推進
	2. 介護保険サービスの充実と適正な提供	(1) 介護保険事業の円滑な運営	①介護保険サービスの基盤整備 ②介護給付サービスの提供
		(2) 介護保険サービス事業の充実	①介護人材の確保及び資質の向上に関する取組 ②業務の効率化
		(3) 介護保険サービスの適正な提供	①介護保険サービスの点検
	3. 健康・長寿のまちづくり	(1) 介護予防の推進	①介護予防把握・普及啓発 ②地域介護予防活動支援 ③地域リハビリテーション活動支援
		(2) 介護予防・日常生活支援の推進	①介護予防・日常生活支援サービス事業
		(3) 生活支援体制の整備	①生活支援体制整備事業
		(4) 健康づくり事業との連携	①健康づくり事業と介護予防の一体的実施
	4. いきいきと暮らすまちづくり	(1) 高齢者の活動支援	①活動機会の拡充 ②就労機会の拡大
		(2) 地域活動の推進	①地域交流・世代間交流の促進 ②地域福祉活動の活性化
	5. 安心・安全のまちづくり	(1) 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援	①高齢者居住支援 ②見守り支援（緊急時の支援） ③本人・家族の激励、介護支援 ④生活介護支援 ⑤移動・移送支援 ⑥除雪支援
		(2) 安心・安全に暮らすために	①災害時の対策について ②感染症対策

第5章 施 策 の 展 開

第5章／施策の展開

1. 地域包括ケアシステムの推進

高齢化が急速に進行する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を目前に控え、医療や介護の需要が、増加することが見込まれています。

全国あけて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要があります。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

高齢化の進展状況には大きな地域差が生じていますが、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムの構築状況の点検ツールを利用した現状分析を踏まえた方向性の確立が重要であり、今後検討していきます。



(出典) 厚生労働省

(1) 地域包括支援センターの強化

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を実現するように高齢者支援を行います。

各種の保険・医療・福祉サービスが総合的に受けられるように、町の関係機関、サービス実施機関と連携・連絡調整等を取り、町民の方が安心して暮らしていけるよう支援していきます。また、地域包括支援センターの相談体制、介護予防ケアマネジメント等の基本的な機能の強化を図るほか、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能をさらに充実させます。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療・介護サービスの情報に加えて、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービス事業所の所在地、事業・サービス内容について地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが必要となります。そのため、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システム等を活用して積極的な情報発信に努めます。

② 総合相談支援の充実

高齢者に関する相談については、総合的に包括支援センターで受付けすることで、相談の順送りされることがない対応が来ています。

地域包括支援センターの総合相談窓口の機能を全うし、ワンストップサービスの継続を図ります。

高齢者だけでなく、年代や分野を超えた相談にも対応し、関係機関と連携を取りながら解決に向け相談支援を行います。

事業名	包括的支援事業（総合相談支援業務）					
実施内容	高齢者の生活や介護保険に関する身近な相談窓口として包括支援センターを設置、窓口対応の他、電話、訪問等による相談、高齢者等の実態把握を実施します。 支援を必要とする高齢者等を見出し、保健・医療・福祉サービスの機関または各制度につなぎ、継続的な見守りを行うために、地域における関係者のネットワークの構築を推進します。					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
総合相談件数(件)	375	305	293	400	400	400

③権利擁護支援の促進

権利擁護とは、病気や障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりすることで、今後、独居高齢者等のますますの増加により、意思を伝えることが難しい障がいのある人や認知症高齢者、または、困ったことが起きても誰に相談してよいかわからない人、自分のことなのにあきらめてしまっている人などに対して、本人の思いを汲み取り、本人が主体的に生活できるように支援することが必要です。町で行っている権利擁護支援は次のとおりです。

A 相談業務

成年後見制度について分からないことや、聞きたいことについて地域包括支援センターで受け付けます。成年後見制度だけではなく、本人の相談内容に合わせたサービスの情報提供を行います。

また、高齢者等虐待防止への対応として、虐待事例に関する相談、発生・通報等に速やかに対応し、必要な支援につなげると共に、関係機関との連携強化や高齢者等虐待防止に関する周知を図っていきます。

B 成年後見制度利用支援事業

町では申立てする親族等が全くいないために、制度利用に結び付いていない認知症・知的障がい・精神障がいの高齢者等に対し町長による申立を行います。資産状況等に応じ申立費用や成年後見人等への報酬の助成も行っています。

高齢者が生活に様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図り、支援の継続に努めます。また、成年後見制度の利用を促進や、将来的な市民後見人の育成や後見人支援のあり方を見据え、近隣自治体との連携を図りつつ、中核機関等の広域化に向けた検討を行います。

事業名	包括的支援事業（権利擁護業務）					
実施内容	成年後見制度の周知や親族等の申立の支援を行います。 親族等の申立が困難な場合は町に報告し、連携して対応します。 高齢者虐待への対応として、町連絡協議会の開催や外部虐待防止ネットワーク会議等へ参加し、虐待事例の発生時は速やかに訪問による状況確認、関係機関と連携を促進します。					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
虐待相談件数(件)	1	1	1	1	1	1
成年後見利用件数(件)	0	2	0	2	3	4

(2) 地域と連携による包括ケア体制の強化

① 包括的・継続的なケアマネジメントの充実

支援者の状態維持は概ね図られています。身体機能等の向上・改善（介護保険の卒業）には至っていないケースが多くなっています。

包括的・継続的ケアマネジメントは、高齢者本人の機能や能力を最大限に活かし、その人らしい自立した生活が続けられるように、本人の意欲や適応能力等の維持や回復を援助することです。そのために様々な社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要な時に必要な支援を切れ目なく活用できるよう、多職種連携や協働の体制づくりや個々の介護支援専門員の資質向上に努めます。

事業名	包括支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント業務）					
実施内容	地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや定例的な事例検討や情報交換会の開催により、介護支援専門員同士のネットワークの構築を行います。地域の介護支援専門員に対する個別支援等や実践力向上支援を実施します。					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
対応件数(件)	61	30	52	60	60	60

② 地域ケア会議の強化

高齢者の個別課題の解決を図るため、地域ケア個別会議を開催し、個別課題を蓄積しながら地域課題を発見し、地域づくりや資源開発に結びつけていきます。また、高齢者の自立に向けた支援を保健・医療・福祉等の多職種のメンバーの協働で検討する自立支援型地域ケア会議を開催し、介護支援専門員の、自立支援に資するケアマネジメントの資質向上を支援します。

また地域ケア会議の質の向上を図り、地域の課題解決のための政策提言など、幅広い活動で地域包括ケアシステムを推進します。

事業名	地域ケア会議推進事業					
実施内容	介護支援専門員の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの実践力を高めることと、困難事例等の課題解決に向けての支援を促進します。 地域ケア会議等にて抽出された地域課題について整理し、地域づくりや政策形成に結び付けます。 困難事例等について、関係者がそれぞれの役割について把握し、実践に繋げられるよう個別地域ケア会議を実施します。					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
開催回数(自立支援)(回)	3	3	3	3	3	3
開催回数(困難事例)(回)	1	1	1	3	3	3

③在宅医療・介護連携の推進

医療・福祉・介護の連携体制を構築することにより、切れ目のないサービス提供ができる体制整備を実施します。

これまでは、効果が得られるほどの事業展開ができていない現状です。マップを作成し関係機関に配布していますが、活用されているかの検証や、体制構築への課題があります。

事業名	在宅医療・介護連携推進事業					
実施内容	地域包括支援センターに在宅医療と介護連携の相談窓口を設置しています。 在宅医療と介護連携マップの作成し、町の医療機関および介護事業所へ配布しています。 地域の医療従事者と介護従事者の連携強化のため町内の医療機関及び介護事業所合同の研修会を開催します。 広域的な相談窓口設置について(※)					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
研修会開催回数(回)	0	0	0	3	3	3

(※) 広域的な相談窓口設置について

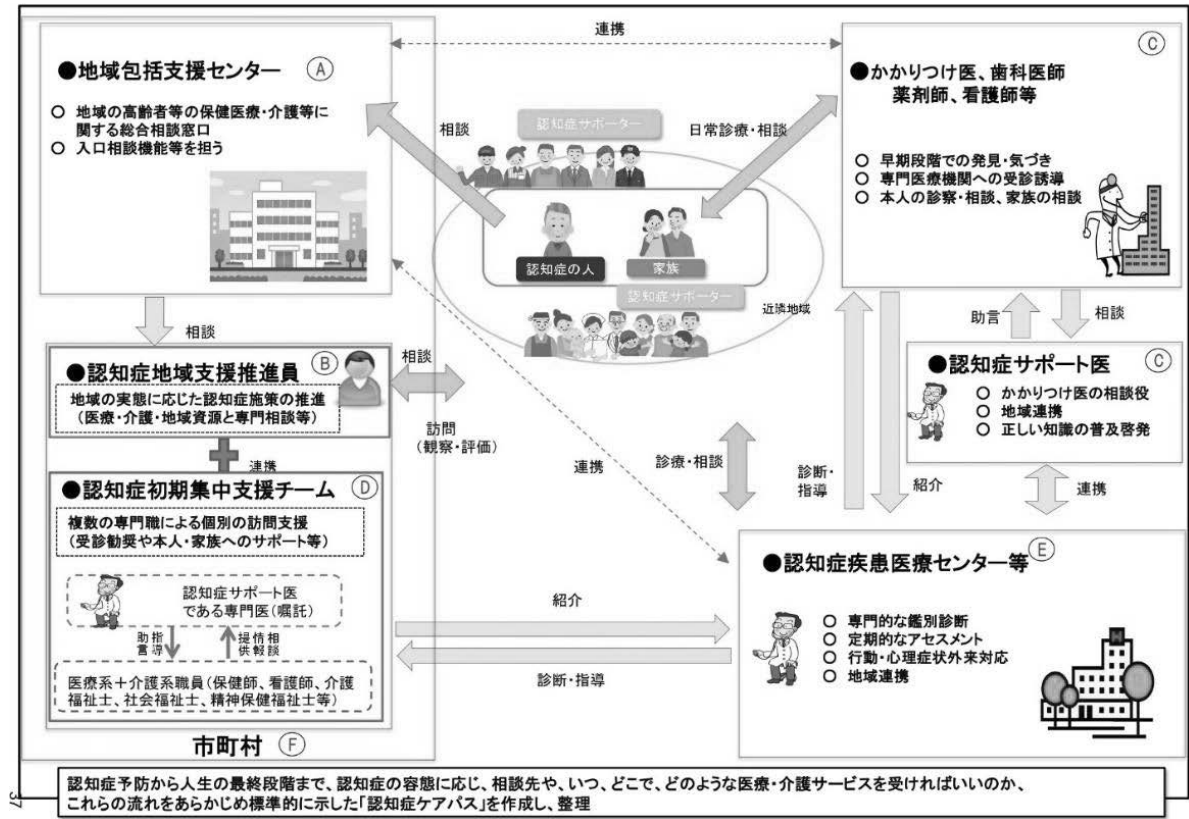
在宅医療・介護連携を推進するため、地区医師会及び地域の医療機関・介護保険事業所等との連携を深めていくとともに、最上圏域8市町村共同による広域的な在宅医療・介護連携拠点の設置・運営を検討してきました。

「医療と介護・福祉の連携拠点」を基本指針として掲げている唯一の基幹病院である県立新庄病院が令和5年10月から開院し総合患者サポートセンター内に広域的な在宅医療・介護連携拠点『@ほ一む・もがみ』が設置されました。多方面からの相談を受け、医療や介護が必要になった方が地域で安心して暮らせるよう、『@ほ一む・もがみ』と連携しながら切れ目のない事業を進めてまいります。

④認知症施策の推進

舟形町では、75歳以上高齢者の増加に伴い、認知症高齢者数も同様に増加傾向にあります。そこで、舟形町では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り地域の良い環境の中で、尊厳をもってその人らしく暮らし続けられる「認知症にやさしい地域づくり」を進めていきます。

国の認知症施策推進大綱の対象期間は令和7年までの6年間であり、令和4年は策定3年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われました。今後は、中間評価の結果も踏まえ、認知症施策推進大綱の考え方を踏まえた新たな施策を進めます。



(出典) 厚生労働省

A 認知症初期集中支援推進事業

認知症関連についての相談は、地域包括支援センターの総合相談内で解決しているケースがほとんどのため、チームの活動実績が出てこないという課題がありますが、必要な時に早期に対応できるよう体制を整え準備します。

事業名	認知症初期集中支援チーム活動					
実施内容	認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に配置し、医師、保健師等がチームとなって、認知症の人とその家族の初期支援のため訪問等を実施し、受診の勧奨や必要なサービスに繋がります。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
対応件数(件)	0	0	0	1	2	2

B 認知症サポーター養成講座

認知症高齢者やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域住民や学校、企業に対して、認知症の正しい知識と対応の普及を図ります。

認知症についての正しい知識を知る機会だけでなく、地域などでの関わり方について考える機会に繋がっています。

サポーター養成後のフォローアップについても実施していきます。

事業名	認知症サポーター養成講座事業					
実施内容	認知症について正しい知識の普及と、認知症の方への接し方などについての講座を開催します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
養成者数(総数)(人)	82	0	0	80	80	80
FU研修回数(回)	0	0	0	1	1	1

C キャラバン・メイト連絡会

認知症サポーター養成講座の企画、立案を担い、講師役を務めるキャラバン・メイトは、令和6年1月末現在、42名の登録者がおります。メイト同士の情報交換や研修会等を目的とした連絡会を開催し、キャラバン・メイトの積極的な活動に繋ぐことで、認知症サポーター養成の充実を図ります。

事業名	キャラバン・メイト連絡会					
実施内容	認知所サポーター養成講座を開催するキャラバン・メイトの活動を支援するための情報交換や研修会等を企画します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
連絡会回数(回)	0	0	0	1	1	1

D 認知症カフェ

カフェに参加した方が認知症について語り合う良い機会となっていますが、参加者が固定のメンバーが多く、また認知症本人の参加はない状況です。

認知症本人やその家族が気軽に地域に参加できるきっかけづくりとして、既存の認知症カフェ運営の継続と旧小学校区に1つの認知症カフェ創出を目指します。

事業名	認知症カフェ事業					
実施内容	小規模多機能型居宅介護事業所で毎月11日に開催しているカフェに関する運営を支援します。(カフェへの参加、運営委員会への参加等) その他、介護予防教室の開催時や既存の通いの場などを活用したカフェの開催を検討します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
実施箇所(箇所)	0	0	0	2	2	2
参加延べ人数(人)	0	0	0	20	25	25

E 認知症介護基礎研修

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、令和3年度介護報酬改定において当該研修の受講を義務化されましたので、研修受講を推進していきます。

F 認知症に関する情報の普及・啓発

認知症に関する基本的な情報やどのような支援を受ければよいかを理解できるよう、医療・介護サービス等の提供の流れ等についてまとめた、認知症に関するガイドブック（認知症ケアパス）を平成30年度に作成しています。今後も必要に応じ、見直しを図り、普及啓発を行っていきます。

2. 介護保険サービスの充実と適正な提供

(1) 介護保険事業の円滑な運営

① 介護保険サービスの基盤整備

中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要です。

また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、県（地域医療構想）とも連携し、地域における医療ニーズの変化について把握・分析することが重要です。

町の介護サービスの整備・管理については、今後の更なる高齢化や現在の特別養護老人ホームの待機者数とともに、介護人材の確保や介護現場における生産性の向上を踏まえて中長期的な視点で計画を進めていく必要があります。

当面は、大きなニーズの変動による既存施設や事業所の今後の在り方を論議する時期ではありませんが、持続可能な介護保険事業を考えた場合、自立支援・重度化防止の目標のもと、これまで以上に介護サービスの運営・管理を強化していかなければなりません。

② 介護給付サービスの提供

要介護1～5認定者を対象に、重度化の予防・防止、家族介護者の負担軽減を目的に「本人の心身等の状況、家庭環境に応じて必要なサービスを選択して利用できる」ことを基本に介護給付サービスを提供します。

A 自宅で暮らし続けるための居宅サービス

住み慣れた家庭や地域で介護を受けられるよう、事業者との連携によりサービスの確保・充実に努めます。

B 心身状態の改善を目指す介護施設サービス

利用者の心身状態の改善に向けて、専門的な介護技術・環境の一層の充実、リハビリテーション機能の向上を促進します。

施設から在宅への復帰を支援するため、居宅サービス、居住系サービス、ボランティア活動との連携による総合的な体制づくりを進めます。

(2)介護保険サービス事業の充実

①介護人材の確保及び資質の向上に関する取組

介護サービスの整備やそのサービス向上のためには、人材確保とともに、高齢者の自立支援という考え方や適切なサービスのあり方について共有される必要があります。そのため、町では、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質向上のための取組を進めます。

介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備や介護離職防止の観点から関係機関と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等を図っていきます。

拡大、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、「もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会」を中心とした最上地域全体での連携を図り、学生等が、介護等の施設や事業所への就労促進や離職した介護人材の呼び戻し等、介護アシスタント就労支援事業による養成研修等の周知を図り、多様な人材の確保・育成に取り組めます。また、介護のお仕事プロモーション事業や、子どもたちに地域の仕事を知ってもらうため毎年開催している、地域企業が集まる職業体験会「ふながた WAKU WAKU WORK」や地域企業での職場体験学習「トライワーク」の中で、介護職の魅力、やりがいをPRするとともに、介護職のイメージの向上や職場環境改善・有資格者の着実な養成研修等の周知に努めます。

②業務の効率化

介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者や外国人を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取組について、県主導のもと、町も一体となって介護現場革新に取り組んでいきます。

(3)介護保険サービスの適正な提供

介護給付適正化については、事務負担の軽減を図りつつ、効果的、効率的に実施できるよう、関係機関、関係団体と連携して進めていきます。

①介護保険サービスの点検

A 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

居宅介護支援事業所等へ委託している認定調査及び直営で行う認定調査について、保険者による事後点検等を実施します。また、業務分析データ（厚生労働省作成）の活用により、認定調査項目別の選択状況等について、全国の保険者と比較した分析や、合議体間の二次判定の軽重度変更率の差等の分析等を行い、格差是正等に向けた取組を実施します。

事業名	要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）					
実施内容	高齢者人口の増加に伴い、介護認定申請者数の増加が見込まれ、更に介護認定審査数も増加していくことが見込まれます。このような状況の中で、引き続き認定調査票の全件点検を行っていくために、点検者の確保、育成に努めていきます。また、業務分析データを積極的に活用し、全国の保険者と比較した分析等を行い、特別な傾向（偏り）を確認し、特徴と課題の把握を行います。 また、認定調査における判断基準の適正化・平準化を図るため、介護認定審査会委員や認定調査員を対象とする研修会への参加勧奨をしていきます。					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

B ケアプラン点検

居宅介護支援事業所等を対象に、利用者の自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、プランの確認・検討を行います。基本となる事項を介護支援専門員と確認しながら、利用者に見合った適切な介護サービスを確保し、ケアマネジメント等の質の向上に取り組んでいきます。

事業名	ケアプラン点検					
実施内容	継続的にケアプランの質の向上を図るために、国が作成したケアプラン点検支援マニュアルを積極的に活用し、介護指導担当との連携を図るなど、介護支援専門員ごとにケアプランを選定し、面談による点検及び支援と地域ケア会議での点検及びケース検討を実施します。また、ケアプラン点検従事職員の外部研修や、介護支援専門員を対象とした研修等で、点検の周知と理解、資質向上に努めます。					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
点検及び面談件数（件）	5	5	5	6	6	6

C 住宅改修等の点検

住宅改修の点検は、理由書や見積書・写真等から判断して行いますが、事前審査と完了審査の書類等に疑義が生じた場合には、現地調査を行い、利用者の身体の状態に見合った適切な工事への改善指導を行います。

また、必要に応じて、ケア会議を活用した点検確認を行います。

事業名	住宅改修等の点検					
実施内容	事前審査や完了届による提出書類の点検を全件実施します。また、事前審査時には、現状を把握するため提出書類や写真を参考に現地調査を実施します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
書面による点検率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
疑義が生じた改修の現地調査率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

D 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者に対し、訪問調査等を行い、福祉用具購入の必要性や利用状況等について点検を実施し、軽度者の福祉用具貸与についても点検を行うことにより、利用者の自立に最もふさわしい利用を進めていきます。

また、必要に応じて、ケア会議を活用した点検確認を行います。

事業名	福祉用具購入・貸与調査					
実施内容	必要性や利用状況等に疑義が生じた場合に、事業者に対する問合せ、訪問による現地調査、介護支援専門員への確認を実施し、軽度者の福祉用具貸与については、併せて書面による点検を実施します。また、介護給付適正化システムにおいて、福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、これを積極的に活用していきます。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
書面による点検率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
疑義が生じた購入貸与の現地調査率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

E 縦覧点検、医療情報との突合

国保連介護給付適正化システムによる縦覧点検や医療情報との突合情報から、介護報酬の不適正・不正な請求を発見し、給付の適正化を図ります。介護保険制度の信頼性向上のために、国保連のデータを活用して複数月にまたがる請求明細書の内容確認し、サービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と認められた場合には、介護報酬の返還を求めます。

i) 縦覧点検

国保連縦覧点検支援処理の委託を継続します。

ii) 医療情報との突合

国保連への業務委託を現状どおり実施し、入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求の有無の確認を行います。

3. 健康・長寿のまちづくり

(1) 介護予防の推進

① 介護予防実態把握・普及啓発

A 介護予防実態把握事業

一人暮らし高齢者、介護予防教室参加者や百歳体操参加者等へ基本チェックリストを行い、虚弱の早期発見・早期介入を行います。

体力測定の実施と集約したデータにより、介護予防事業の評価に利用できるようデータの可視化を実施していきます。また、保健・介護予防の一体的実施を目指し、医療専門職などが教室等へ関わり、専門職が適切な個別支援の実施を検討していきます。

実態把握を通じて、リスクの高い高齢者に必要な支援に繋げ、体力測定を通じて、運動の効果を実感し、継続支援に繋がります。

介護予防を目的に、事業展開が行えているかの評価を行いながら事業を進めます。

事業名	介護予防実態把握事業					
実施内容	1人暮らしや高齢者世帯等を主に、運動、閉じこもり、低栄養、口腔機能低下、認知機能低下等に関するリスクについて、訪問面談や基本チェックリストを活用し、実態把握を行い、可能限り早期に支援に繋がっています。 通いの場等において、基本チェックリストや体力測定等を行い、データ等を活用した根拠に基づき、効果的かつ効率的な事業を展開します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
基本チェックリスト件数(件)	14	5	6	100	100	100
体力測定件数(件)	0	0	0	100	100	100

B 介護予防普及啓発事業

パンフレットの配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援していきます。

また、介護予防の普及啓発を図るための拠点事業「ゲンキー介護予防教室」を令和3年度より実施しております。拠点事業では、高齢者が自ら介護予防に関する知識や方法を学び、主体的、継続的に取り組む意欲を高める動機づけや地域で活躍する担い手育成に繋がっていきけるよう事業を進めていきます。

事業名	介護予防普及啓発事業					
実施内容	・介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布 ・介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催 ・介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催 ・介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体の配布 女性に比べ男性は閉じこもりやすく、他者との交流が希薄であることや介護予防教室や健康教室に参加しない傾向があるため、介護予防の推進を図るために男性参加率の増加を目指します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
介護予防教室の開催数(回)	0	0	4	5	5	5
男性参加者数(人)	-	-	-	20	20	20

②地域介護予防活動支援事業

地区の公民館を活用することで、徒歩で自由に気軽に参加することが可能となり、高齢者の外出の機会に繋がります。地域の中での交流が広がることで、顔なじみの関係づくりが醸成され、高齢者の見守り支援に繋がられています。

実施主体は町民とし、行政は後方支援に回ること、参加者同士で内容を検討し、運営を進めようとする意欲に繋がっています。

担い手がないことで、実施したくてもできない地域があり、中心となる人だけが頑張るだけでなく、参加者全員で運営を行っていく方向性をめざします。

事業名	地域介護予防活動支援事業					
実施内容	●地域で介護予防に取り組む地区・団体に対する活動費を補助 【助 成 額】 週1回以上：50,000 円／年 月2回：40,000 円／年 月1回：30,000 円／年 【補助条件】 介護予防を含めた内容の教室を地区の公民館等を利用し2時間実施し、地域で運営、開催 ●「いきいき百歳体操」を用いて、週1回、地区の公民館に集まる事が出来る通いの場づくりを展開 ・事業の周知、希望団体の募集 ・希望団体への事業目的等についての説明会の開催 ・体操指導(初回4回)と年1回の体力測定の実施 ・既活動団体の代表者向けの支援 ・活動に関する随時相談対応					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
介護予防教室実施数(箇所)	6	4	7	8	9	10
百歳体操実施数(箇所)	17	17	17	17	18	19

③地域リハビリテーション活動支援

住民を主体とした通いの場の実施団体、支援の必要な方に対し、機能回復や日常生活動作等に関する知識や技術を伝達することにより、専門職等の介護技術や資質の向上に努め、介護予防効果の向上や地域における介護予防の取り組みの機能強化を図ります。

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業					
実施内容	地域における集いの場や介護予防を目的に活動する団体等へ理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職が関与します。 対 象：百歳体操活動地区 方 法：舟形徳洲苑への通いもしくは地域への訪問等で、リハビリ専門職が百歳体操の運動方法を効果的に指導しています。その他、自宅でできる運動等の周知を促進					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
延べ人数(人)	0	0	0	50	50	50

(2)介護予防・日常生活支援の推進

介護予防を推進するためには、町民自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるという視点が重要であり、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、町民一人ひとりが積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要です。

また、介護予防及び日常生活支援のための施策の実施に当たっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要となります。このため、介護保険事業において実施される事業、その他の高齢者保健福祉施策や地域における自主的な活動等と介護予防・日常生活支援総合事業とを一体的かつ総合的に企画し、実施します。総合事業の円滑な運営推進のため、関係機関と連携・協議を行い、関連事業の成果と課題を踏まえ、段階的に事業内容の改善を行います。

総合事業の調査、分析、評価等を行い検討の結果、広域的な対応が必要な場合は協議しながら推進していきます。

①介護予防・日常生活支援サービス事業

従前相当訪問介護：訪問介護員による身体介護、生活援助で、利用者としては、既にサービスを利用している方で、サービスの利用の継続が必要な場合や、認知機能低下により日常生活に支障がある症状・行動が伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な者等が想定されます。

訪問型サービスA：訪問型サービスAは、基準緩和により提供されることになった訪問型サービスで、主に雇用労働者（訪問介護員）が生活援助として、日常生活に対する援助を行うサービスです。訪問型サービスAの具体的なサービス例としては、調理、掃除等やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、重い物の買い物代行や同行を行います。

訪問型サービスB：訪問型サービスBは、住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援助を主体として、日常生活に対する援助を行うサービスです。訪問型サービスBの具体的なサービス例として、布団干し、階段の掃除、買い物代行や調理、ゴミ出し、電球の交換、代筆等を行います。料金については、支援が主体であるため、多くはボランティアで行われます。

訪問型サービスC：訪問型サービスCは、短期集中予防サービスであり、通所型サービスCの利用者に対して、市町村の保健師等が居宅での体力改善に向けた相談指導業務等のプログラムを行うサービスです。保健・医療の専門職により提供される支援は、3～6か月の短期間で行われます。

訪問型サービスD：訪問型サービスDは、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援で、主にボランティアが主体となって外出時に移送前後の補助を行うサービスです。訪問型サービスDの具体的なサービス例には、通所型サービスの送迎、買い物、通院、外出時の支援を行います。

訪問型サービスについては、単身者、高齢者世帯等での生活支援においての効果が大きくなっています。既存の訪問型サービスにおいては、従前相当の訪問サービスのみとなっていますが、多様なサービスとしての訪問型サービスA・B・C・Dについては、地域の実情に合わせて検討していきます。

訪問型サービスD（移動支援等）については、ニーズがありますが、担い手の確保が困難となっています。

事業名	介護予防・日常生活支援サービス事業（訪問型サービス）					
実施内容	介護予防訪問介護事業：従来の介護予防訪問サービスと同様のサービス					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
事業所数(箇所)	3	3	3	3	3	3
実人数(人)	5	7	9	8	8	8

② 介護予防・日常生活支援サービス事業（通所型サービス）

従前相当通所介護：通所介護と同様のサービスで、生活機能向上のための機能訓練等行います。利用者としては、既に通所サービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケースや、多様なサービスの利用が難しいケース、集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケースが想定されます。

通所型サービスA：通所型サービスAとは、主に雇用労働者やボランティアが事業所内でミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行うサービスです。事業内容は、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業としてミニデイサービスや運動、レクリエーション活動を行います。

通所型サービスB：通所型サービスBとは、ボランティア主体（住民主体）で、通いの場を設け、体操、運動等の活動等を行うサービスです。事業内容は、住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりとして、体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会、サロン、会食等を行います。

通所型サービスC：通所型サービスCとは、市町村の保健師等が公民館等で生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6か月の短期間で行われるサービスです。事業内容は、日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施していきます。

通所型サービスにおいては、外出の減少や近隣に知人等が少なくなってきたことによる閉じこもり予防としての利用が高くなっています。既存の通所型サービスにおいては、従前相当の通所サービス、通所サービスA・Cがあります。通所サービスBについては、地域の実情に合わせて検討していきます。

通所型サービスAについては、通所型サービスCからの継続利用者が主でありましたが、短時間に運動する機会が確保できることでの利用目的が強くなっています。

通所型サービスCについては、介護予防実態把握事業と合わせて事業展開を行い、百歳体操等が開催できない地域の中の虚弱高齢者の早期発見につなげ、運動する意識づけになっていますが、現在は利用者がいない状況です。

事業名	介護予防・日常生活支援サービス事業（通所型サービス）					
実施内容	介護予防通所介護事業：従来の介護予防通所サービスと同様のサービス					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
現行相当事業所数(箇所)	4	4	4	4	4	4
利用者数(人)	36	36	35	35	35	35
通所A 事業所数(箇所)	2	2	2	2	2	2
利用者数(人)	5	4	6	4	4	4
通所B 事業所数(箇所)	-	-	-	-	-	-
利用者数(人)	-	-	-	-	-	-
通所C 事業所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
利用者数(人)	0	0	0	5	5	5

③介護予防ケアマネジメント

運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対して、高齢者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的とし、単に高齢者の運動機能や栄養状態と言った心身機能の改善を図るだけでなく、日常生活の活動を高め、家庭・社会への参加を促すなど、対象者の目標を達成するため支援が展開できるよう、ケアマネジメントの資質向上を目指します。

事業名	介護予防ケアマネジメント事業					
実施内容	サービス利用希望のある要支援認定者及び事業対象者認定者を対象に、介護予防ケアマネジメントを個別に実施します。 その対象者の目標を達成するために最も適したサービスを選定し、生活機能向上等の実現を促進します。					
実績・見込み	実績			見込み		
（令和）年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
対応件数(件)	29	28	23	25	25	25

(3)生活支援体制の整備

①生活支援体制整備事業

生活支援や介護予防に資する社会資源の創出及び社会参加に資する啓蒙活動を主に行うとともに、この取り組みを進め、徐々にその社会資源の創出を提供する拠点の整備につなげ、関係者等のネットワーク構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置しております。

高齢者を地域で支えるための定期的な話し合いの場としては、町全体の推進協議会を活性化する予定です。町民一人ひとりが地域においては実りの有る生活ができるような協議会となるよう、引き続き、仕組みづくりから検討を行います。

地域課題である地域のニーズを基に、舟形町で実現可能な生活支援の創出を目指します。

事業名	生活支援体制整備事業					
実施内容	生活支援コーディネーターを配置し、多様なニーズを集約し、課題解決のための会議や関係機関の連携を取り、生活基盤体制整備に関する協議体の運営を実施します。 ・地域のニーズの把握及び地域課題の抽出 ・介護予防教室や通いの場等の活動支援 ・舟形町地域支え合い推進協議会の開催 ・まちづくりワークショップへの参加					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
推進協議会開催数(回)	0	0	1	2	2	2

(4)健康づくり事業との連携

①健康づくり事業と介護予防の一体的実施

○健康づくりに関する情報の提供

広報やホームページ、地区健康相談や講演会などにおける情報提供を通じて、健康づくりを推進します。

○健康診査・がん検診の実施

健康診査・がん検診を実施し、生活習慣病やがんの早期発見に努めます。

また、健（検）診結果に基づく保健指導を実施します。

○健康教育・健康相談の充実

食生活改善推進協議会と連携し、生活習慣病予防のための講座を実施し、健康づくりや生活習慣改善の支援をします。

また、個々の健康状態や生活状況に合わせた食事・生活指導を保健師や管理栄養士が実施します。

○歯及び口腔の健康づくり

むし歯や歯周病などの早期発見・治療及び予防につなぐため歯科健康診査を実施します。
介護予防事業や健康教室、健康相談を通じて歯及び口腔の健康づくりを支援します。

○健康づくり事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護・医療・健診情報等の活用を含め保健事業と介護予防事業が一体的に行われるよう検討していきます。

4. いきいきと暮らすまちづくり

高齢者が生涯を通じた活動や生活ができる地域づくりを推進し、関係機関等との連携を図ります。また、高齢者自身が自ら培った技能や知識を活かしながら、社会を支える一員として活躍するための、社会参加や地域貢献等の機会を提供します。

さらに、各種活動への参加により若い世代とともに地域社会を支え、地域全体を活性化するために、年齢を超えた交流を推進するとともに、町民への意識啓発や情報提供を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。

今般のコロナ禍による低下している地域活動や通いの場等への参加率の向上を図り、地域福祉活動の活性化を図ります。

(1) 高齢者の活動支援

①活動機会の拡充

○老人クラブの充実

老人クラブのPRと新規加入を促進します。

ライフスタイルの多様化等を踏まえた活動内容の多様化・充実を図ります。

老人クラブの自主活動について、活動の場の提供などの支援を行います。

○生涯学習の推進

高齢者を対象とした多彩な講座を実施するなど、生涯学習の場の環境整備を図ります。

○スポーツ活動への支援

高齢者が個々の目的・能力・嗜好に応じて気軽にスポーツを楽しむ機会の拡充を図ります。

○活動しやすい環境の整備・充実

公共施設の有効活用、広報・ホームページの他、参加者からのPRを活用した情報提供などに取り組みます。

②就労機会の拡大

○求職相談・職業紹介の実施

「ハローワーク新庄」での求人情報の提供を行います。また、「生活自立支援センターもがみ」と連携した求職相談や職業紹介の体制の充実を図ります。

○シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センター運営支援及びホームページなどを通じたPRに努めます。

各種技能講習会・研修会などを支援します。

(2)地域活動の推進

①地域交流・世代間交流の促進

○子どもたちと高齢者との交流推進

子どもたちのふれあい事業などの機会の拡大を図りながら、高齢者と子どもたちとの交流を推進します。

- ・「食」を通じた交流
- ・保育所・小・中学校授業等との連携事業
- ・文化継承事業等
- ・福祉教育・ボランティア

○地域クラブ活動の促進

ふれあいサロン事業を通して高齢者の健康維持、相互交流を推進します。支える側の担い手も不足していることから、地域と連携し担い手の育成も強化していく必要があります。趣味などのクラブ・サークル活動などについて、活動の場の提供などの支援を行います。

②地域福祉活動の活性化

○福祉活動に関する情報提供の充実

ホームページや地域包括支援センターだより・社会福祉協議会だよりなどの福祉広報の充実により、地域における福祉活動の活性化に向けた支援を行います。

○身近な地域に日常的な活動拠点づくり

令和3年度より、福祉難所「てとて」を活用し、地域における身近な拠点事業を実施しています。今後も継続して実施し、介護予防の普及啓発や地域の支え合い等について広く周知していきます。

○社会福祉協議会等との連携

町と社会福祉協議会及び社会福祉団体との一層の連携強化し、地域福祉活動の充実を図ります。

5. 安心・安全のまちづくり

(1) 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

舟形町では、これまで高齢者の在宅生活を支えるため、介護保険給付や総合事業のほか様々なサービス・支援を実施してきました。これらのサービスについては、今後も支援を継続します。

① 高齢者居住支援

今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中において、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題となっています。

事業名	高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）事業					
実施内容	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して、健康で明るい生活を送れるよう高齢者福祉の支援と推進します。 ・生活支援ハウス「ゆいの家」定員 10 名					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用実人数(人)	7	7	10	10	10	10

② 見守り支援（緊急時の支援）

事業名	高齢者緊急通報システム貸出事業					
実施内容	身体の慢性的な疾病等により日常生活を営む上で支障がある一人暮らし高齢者に対して、緊急通報システムを貸し出すことにより、緊急時の支援体制を確立します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用実人数(人)	20	27	31	33	35	37

③本人・家族の激励、介護支援

事業名	寝たきり老人介護者激励金支給事業					
実施内容	6ヶ月以上寝たきりの状態にある老人等を在宅で介護している方に、激励金として年額 42,000 円を支給し経済的負担の軽減を図ります。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
支給実人数(人)	20	20	19	20	20	20

事業名	長寿者祝品報償事業					
実施内容	数え 100 歳を迎え、町に概ね 50 年以上居住している方に祝い金 300,000 円を贈呈し、高齢者の日常生活の支援拡大を図ります。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用人数(人)	4	3	7	7	15	24

事業名	家族介護支援事業					
実施内容	年4回程度、在宅で介護する介護者を対象に交流会や介護教室等を開催します。 介護者相互の意見交換や勉強を含めた交流会の実施を通じて、介護者のリフレッシュや介護への英気を養うよう開催します。 介護教室や講演会等については、在宅で介護を継続していくためのヒントを得る機会とします。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
延べ参加人数(人)	0	0	0	20	30	30

④生活介護支援

事業名	おむつ支給事業					
実施内容	在宅で寝たきりの高齢者、常時失禁状態にある方に対し、清潔保持と看護援助のため紙おむつを支給し、寝たきり高齢者の生活の質の向上を図ります。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用人数(人)	24	24	18	28	29	30

事業名	老人鍼灸マッサージサービス事業					
実施内容	高齢者福祉の向上と健康増進を図るため、65歳以上の高齢者に鍼灸マッサージ等を利用したときの施術費用の一部を助成します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	83	86	81	82	82	82
延べ利用件数(人)	49	59	53	55	55	55

⑤移動・移送支援

事業名	高齢者コミュニティふれあい事業					
実施内容	高齢者の社会参加と生活圏の拡大のため、80歳以上の方がタクシーを利用した際の初乗り料金相当額を助成します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	473	447	425	440	445	450
延べ利用件数(人)	5,950	5,962	5,846	5,913	5,980	6,048

事業名	ねたきり老人等移送サービス事業					
実施内容	ねたきり老人又は65歳以上の下肢の不自由な方の通院又は福祉サービス機関と居宅等の往來のため、リフト付き車両による移送サービスの実施します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用実人数(人)	5	5	3	3	3	3

事業名	デマンド型乗合タクシー運行事業					
実施内容	全町にてデマンド型乗合タクシー（事業主体：星川タクシー）を運行し、地域住民にとって利便性の高い交通手段を確保します。デマンドタクシーは自宅まで送迎が可能であり、高齢者等に配慮した移動手段の確保につながります。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
延べ利用者数(人)	4,571	4,429	4,310	4,500	4,500	4,500

⑥除雪支援

事業名	高齢者世帯等除雪サービス事業					
実施内容	自力又は親族等の除雪協力を得られない高齢者及び障がい者世帯に対し、冬期間の雪に対する生活不安を解消するため除雪経費を助成します。					
実績・見込み	実績			見込み		
(令和)年度	2年度	3年度	4年度	6年度	7年度	8年度
利用世帯数(世帯)	71	79	89	90	91	92

(2)安心・安全に暮らすために

①災害時の対策について

○災害時の要援護者支援

災害時に支援が必要な地域の高齢者を支えるには、町内自治会、自主防災組織をはじめ、消防団、地域福祉の向上の役割を担う民生委員、地域住民等の協力体制が不可欠です。

災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、ネットワークづくりや、福祉避難所の指定等の取組を進める際には、防災担当と介護保険担当が連携し、地域防災計画に沿って取組等を実施していきます。

防災訓練等の開催により、防災に関する意識・知識の向上に努めます。また、災害時要援護者の安否確認・救助・避難支援体制のネットワークづくりを推進し、舟形町災害時要援護者避難支援プランへの登録を勧奨していきます。

○災害時の介護事業所等との連携

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であり、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認できるよう、支援の体制を検討します。

○介護保険サービス事業所に対し、災害が発生した場合であっても、業務継続に向けた計画（BCP）の策定等、対策の強化について情報提供を行います。

②感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止の取組や各発生段階において町が実施する対策などが行動計画において定められており、高齢者等への支援についても規定されています。今回も感染症の流行を踏まえ、新たな感染症対策に取り組む場合には、山形県等関係機関との連携を図り進めていきます。

○介護事業所等との連携

日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であり、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、感染症に対する研修の充実等が図られるよう支援していきます。

○関係機関との連携

感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備が図っていきます。

○支援体制の検討

介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要となり、支援体制について検討していきます。

○新型コロナウイルスを含めた感染症に配慮しつつ、健康を維持していくための各種事業においてオンラインによる実施やアプリの活用等の検討をすすめます。

○介護保険サービス事業所に対し、感染症が発生した場合であっても、業務継続に向けた計画（BCP）の策定等、対策の強化について情報提供を行います。

第6章 費用の見込みと介護保険料

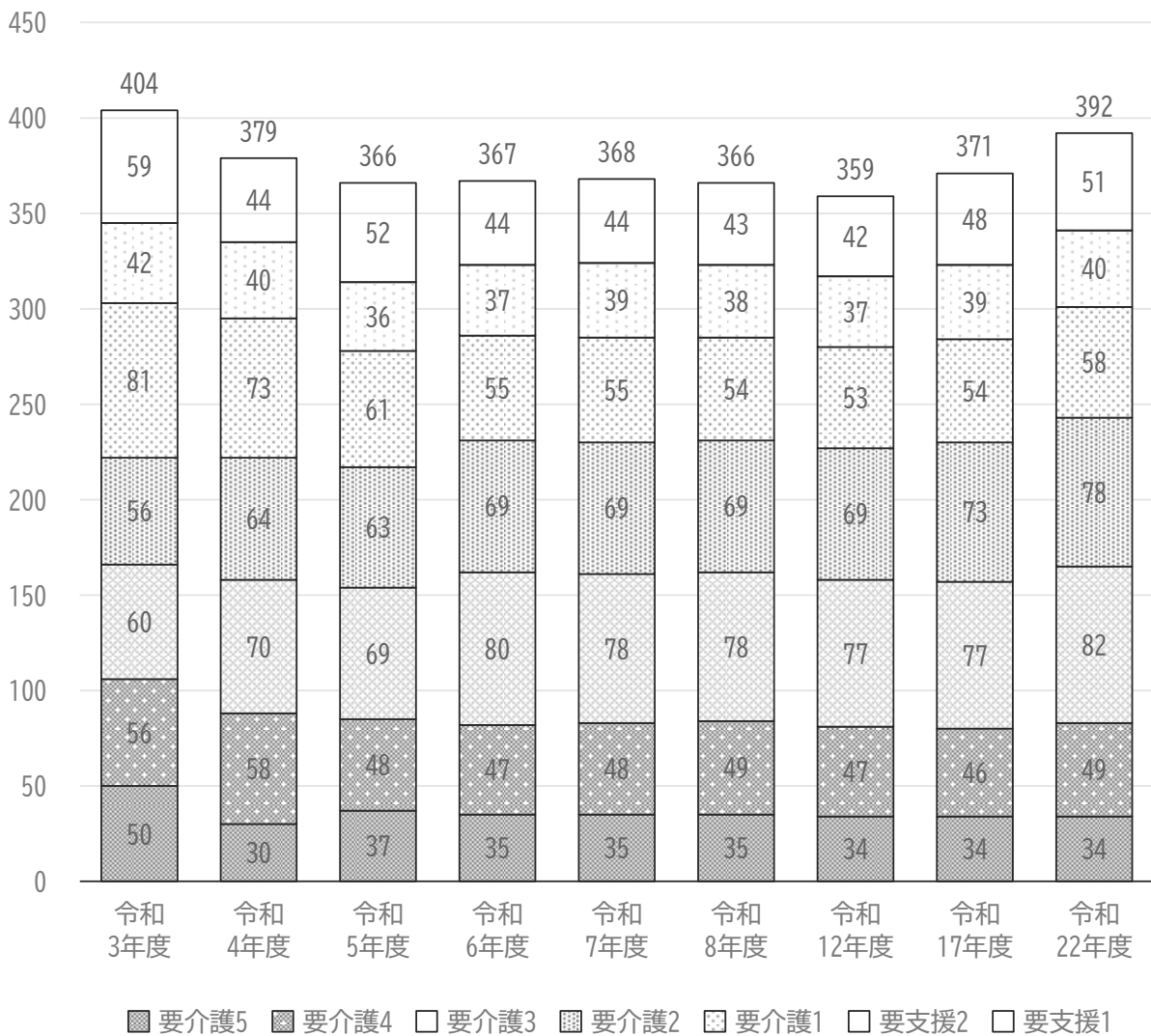
第6章／費用の見込みと介護保険料

1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

今後の認定者は、令和6年度は367人と見込まれ、当面はほぼ同数で推移すると見込まれますが、令和22年度は増加傾向となり、392人となることが見込まれます。

認定者の多くを占める後期高齢者数が増加傾向にあること、団塊の世代の高齢化などの要因から認定者数は増加していくと見込まれます。

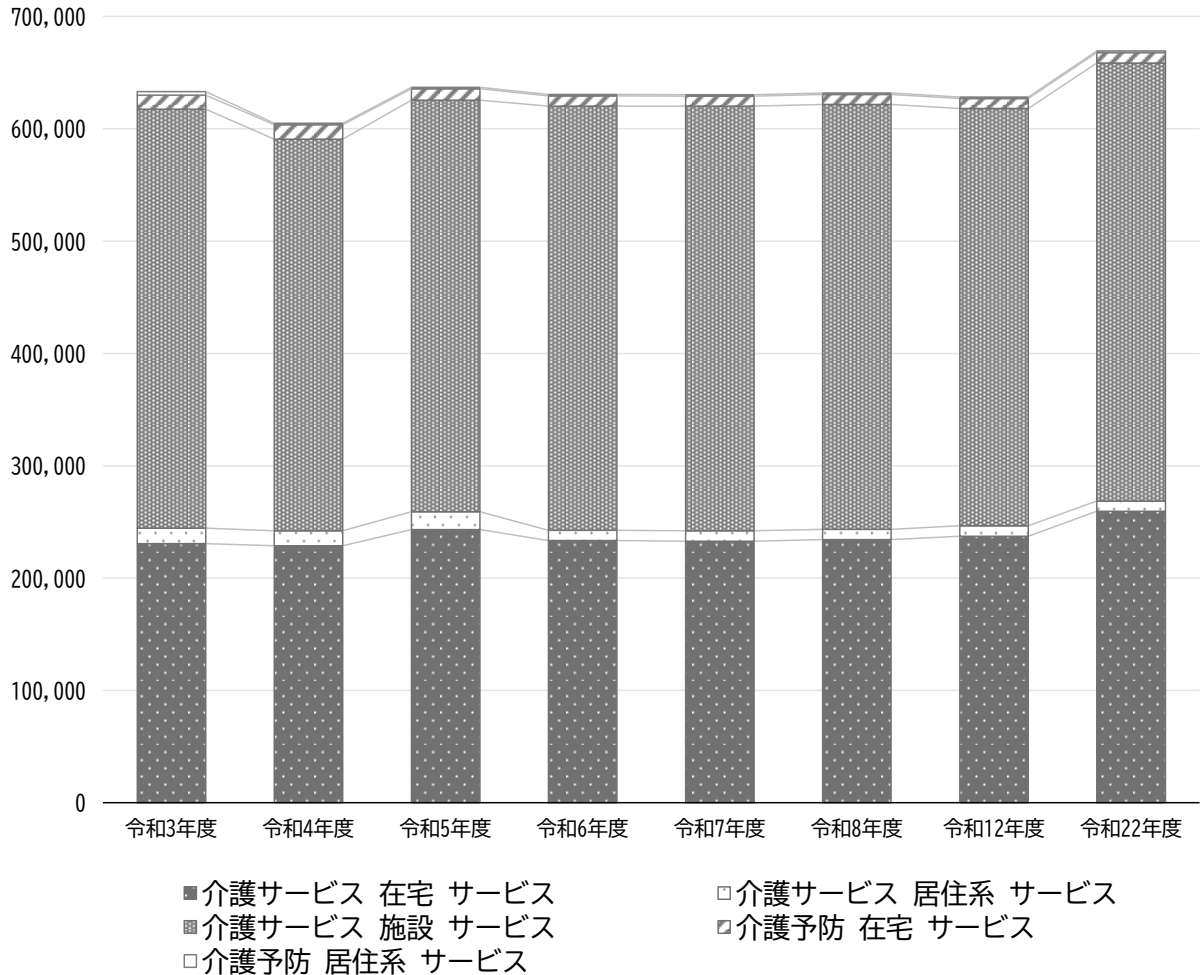
(1) 要介護（要支援）認定者数の見込み



(2) 事業計画期間の費用の見込み

第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）における介護サービス見込量等をもとに、介護保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を算出しました。

この額は、第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）における費用（計画値）とほぼ同水準で推移すると見込まれます。



単位:千円

令和 ()年度	介護サービス				介護予防			総合計
	在宅 サービス	居住系 サービス	施設 サービス	合計	在宅 サービス	居住系 サービス	合計	
3 年度	230,665	13,684	373,049	617,399	12,516	3,186	15,703	633,102
4 年度	228,842	13,260	348,621	590,723	13,003	1,263	14,267	604,990
5 年度	243,189	15,774	366,630	625,593	10,094	1,269	11,363	636,955
6 年度	233,343	9,212	377,691	620,246	8,987	1,287	10,274	630,520
7 年度	232,817	9,224	378,170	620,211	8,997	1,288	10,285	630,496
8 年度	234,228	9,224	378,170	621,622	8,941	1,288	10,229	631,851
12 年度	237,242	9,224	371,554	618,020	8,941	1,288	10,229	628,249
22 年度	259,416	9,224	389,986	658,626	9,353	1,288	10,641	669,267

①-1 介護予防サービス見込み量

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護								
給付費(千円)	0	119	0	0	0	0	0	0
回数(回)	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護								
給付費(千円)	150	102	122	102	102	102	102	102
回数(回)	1.9	0.9	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導								
給付費(千円)	109	94	0	0	0	0	0	0
人数(人)	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション								
給付費(千円)	3,514	4,251	3,107	2,645	2,649	2,649	2,649	2,649
人数(人)	9	10	8	7	7	7	7	7
介護予防短期入所生活介護								
給付費(千円)	100	57	0	0	0	0	0	0
日数(日)	1.5	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与								
給付費(千円)	2,307	2,331	1,924	1,517	1,517	1,517	1,517	1,647
人数(人)	32	31	25	20	20	20	20	22

①-2 介護予防サービス見込み量

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
(1) 介護予防サービス (続き)								
特定介護予防福祉用具購入費								
給付費(千円)	155	50	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修								
給付費(千円)	689	359	0	0	0	0	0	0
人数(人)	1	1	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護								
給付費(千円)	3,186	1,263	1,269	1,287	1,288	1,288	1,288	1,288
人数(人)	3	1	1	1	1	1	1	1
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護								
給付費(千円)	3,532	3,645	3,084	3,128	3,132	3,132	3,132	3,132
人数(人)	3	4	3	3	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援								
給付費(千円)	1,962	1,995	1,856	1,595	1,597	1,541	1,541	1,823
人数(人)	36	37	33	28	28	27	27	32
合計 給付費(千円)	15,703	14,267	11,363	10,274	10,285	10,229	10,229	10,641

②-1 介護サービス見込み量

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
(1) 居宅サービス								
訪問介護								
給付費(千円)	15,026	19,452	17,683	13,924	13,942	13,942	13,942	14,952
回数(回)	367.7	423.7	366.8	296.5	296.5	296.5	296.5	314.6
人数(人)	26	28	27	21	21	21	21	23
訪問入浴介護								
給付費(千円)	745	1,910	14,173	8,474	8,485	8,485	8,485	8,485
回数(回)	5	13	93	54.6	54.6	54.6	54.6	54.6
人数(人)	1	3	6	5	5	5	5	5
訪問看護								
給付費(千円)	4,805	4,439	17,281	15,432	14,982	14,982	14,182	14,982
回数(回)	96.8	86.5	229.1	207.2	202.0	202.0	192.8	202.0
人数(人)	13	13	26	25	25	25	24	25
訪問リハビリテーション								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導								
給付費(千円)	766	206	247	138	138	138	138	138
人数(人)	8	4	4	2	3	2	2	2
通所介護								
給付費(千円)	68,768	67,640	60,647	66,646	67,642	69,518	65,713	72,084
回数(回)	813	768	681	725.3	732.5	749.2	711.9	786.2
人数(人)	77	74	63	66	66	67	64	71
通所リハビリテーション								
給付費(千円)	24,875	23,295	26,141	26,319	25,405	25,405	25,405	28,315
回数(回)	231.8	201.8	226.2	225.7	218.7	218.7	218.7	243.4
人数(人)	28	26	25	27	26	26	26	29
短期入所生活介護								
給付費(千円)	17,810	15,747	19,320	23,494	23,027	23,027	23,027	25,003
日数(日)	186.5	167.5	211.7	255.7	250.8	250.8	250.8	272.3
人数(人)	22	18	20	22	21	21	21	23

②-2 介護サービス見込み量

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
(1) 居宅サービス(続き)								
短期入所療養介護(老健)								
給付費(千円)	3,131	2,971	3,605	1,811	1,813	1,813	1,813	1,813
日数(日)	24.7	23.3	28.9	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2
人数(人)	3	2	5	3	3	3	3	3
短期入所療養介護(病院等)								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与								
給付費(千円)	11,621	11,444	11,415	11,801	11,814	11,990	11,651	12,564
人数(人)	90	86	83	88	88	89	87	94
特定福祉用具購入費								
給付費(千円)	465	412	889	481	481	481	481	481
人数(人)	1	1	2	1	1	1	1	1
住宅改修費								
給付費(千円)	633	1,358	0	0	0	0	0	0
人数(人)	1	1	0	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護								
給付費(千円)	13,684	13,260	15,774	9,212	9,224	9,224	9,224	9,224
人数(人)	7	6	7	4	4	4	4	4

介護サービス見込み量(2-1)

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
(2) 地域密着型サービス								
地域密着型通所介護								
給付費(千円)	5,284	6,914	2,662	2,288	2,705	2,290	2,290	2,290
回数(回)	48.3	65.3	23.6	20.0	23.6	20.0	20.0	20.0
人数(人)	2	3	1	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

②-3 介護サービス見込み量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(2)地域密着型サービス(続き)								
小規模多機能型居宅介護								
給付費(千円)	50,247	46,460	45,511	49,597	49,660	49,660	46,212	52,013
人数(人)	18	17	16	17	17	17	16	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								
給付費(千円)	89,577	91,518	91,787	99,091	99,216	99,216	110,457	113,465
人数(人)	29	29	29	31	31	31	35	36
看護小規模多機能型居宅介護								
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

②-4 介護サービス見込み量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
(3)施設サービス									
介護老人福祉施設									
	給付費(千円)	174,000	161,470	170,530	168,942	169,156	169,156	162,560	171,773
	人数(人)	58	54	55	54	54	54	52	55
介護老人保健施設									
	給付費(千円)	109,472	95,634	104,312	98,037	98,161	98,161	98,537	104,748
	人数(人)	35	30	32	30	30	30	30	32
介護医療院									
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設									
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)居宅介護支援									
	給付費(千円)	26,490	26,239	23,614	24,559	24,360	24,134	23,903	26,296
	人数(人)	133	132	119	122	121	120	119	131
合計	給付費(千円)	617,399	590,723	625,593	620,246	620,211	621,622	618,020	658,626

③ 保険給付費総額(介護給付及び介護予防給付)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
合計	給付費(千円)	633,102	604,990	636,955	630,520	630,496	631,851	628,249	669,267

(3) 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業それぞれについて、次のとおり見込みます。

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	14,413	14,663	14,600	14,629	12,792
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	11,110	11,110	11,110	10,402	1,035
包括的支援事業(社会保障充実分)	8,175	8,175	8,175	8,119	8,119
地域支援事業費 計	33,698	33,948	33,885	33,150	21,946

① 介護予防・日常生活支援総合事業

単位：千円

サービス種別・項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	3,200	3,200	3,200	3,200	2,400
	(利用者数：人)	(8)	(8)	(8)	(8)	(6)
	訪問型サービスA	0	0	0	0	0
	訪問型サービスB	0	0	0	0	0
	訪問型サービスC	0	0	0	0	0
	訪問型サービスD	0	0	0	0	0
通所型サービス	通所介護相当サービス	7,000	7,000	7,000	6,600	5,400
	(利用者数：人)	(31)	(31)	(31)	(33)	(27)
	通所型サービスA	313	313	250	313	250
	(利用者数：人)	(5)	(5)	(4)	(5)	(4)
	通所型サービスB	0	0	0	0	0
	通所型サービスC	300	300	300	300	300
その他の生活支援	栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0
	定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0
	その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント		850	800	800	896	892
一般介護予防事業	介護予防把握事業	100	100	100	150	160
	介護予防普及啓発事業	2,400	2,400	2,400	2,600	2,800
	地域介護予防活動支援事業	250	250	250	250	270
	一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0
	地域リハビリテーション活動支援事業	0	300	300	320	320
上記以外の介護予防・日常生活総合事業		0	0	0	0	0

② 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費

単位：千円

サービス種別・項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)	11,000	11,000	11,000	10,300	950
任意事業	110	110	110	102	85

③ 包括的支援事業(社会保障充実分) 単位：千円

サービス種別・項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和12 年度	令和22 年度
在宅医療・介護連携推進事業	870	870	870	864	864
生活支援体制整備事業	6,900	6,900	6,900	6,840	6,840
認知症初期集中支援推進事業	35	35	35	35	35
認知症地域支援・ケア向上事業	50	50	50	60	60
認知症サポーター活動促進・地域づくり推 進事業	50	50	50	50	50
地域ケア会議推進事業	270	270	270	270	270

2. 第1号被保険者の保険料の基準額

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、第9期事業計画期間で見込んだサービス量に基づき、計画期間内の費用の見通しを立てて定めることになっています。

介護保険料の基準額は、保険給付及び地域支援事業費にかかる費用（利用者負担分を除く）や第1号被保険者の見込数を基に、保険料基準額が決まります。

①介護保険料収納必要総額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料} \\ \text{収納必要総額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{3年間のサー} \\ \text{ビス給付費に} \\ \text{必要な費用※} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険} \\ \text{者の負担割合} \\ \text{23\%} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{調整交付金} \\ \text{（相当額）} \\ \text{（見込額）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険者機能} \\ \text{強化推進交} \\ \text{付金等} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{介護給付費} \\ \text{準備基金取} \\ \text{崩見込額} \\ \hline \end{array}$$

※保険給付＋地域支援事業＋その他

その他（特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料）

②保険料基準額（年額）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額} \\ \text{（100円未満切捨）} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料収納} \\ \text{必要総額} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料の負担割合で補正した} \\ \text{3年間の第1号被保険者数} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{想定収納率} \\ \hline \end{array}$$

6,000円

所得段階別被保険者数（単位：人）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
第1段階	243	243	242	229	210
第2段階	189	189	184	158	125
第3段階	148	148	145	133	109
第4段階	345	345	343	348	289
第5段階	439	439	437	423	353
第6段階	307	307	305	287	241
第7段階	201	201	198	195	161
第8段階	82	82	80	68	58
第9段階	35	35	33	28	18
第10段階	15	14	13	8	6
第11段階	8	6	5	5	4
第12段階	4	3	3	4	3
第13段階	15	15	12	10	9
合計	2,031	2,027	2,000	1,896	1,586

第9期介護保険料基準月額及び第11期（令和12年度）第14期（令和22年度）保険料推計

	第9期 （令和6年度～令和8年度）	第11期 （令和12年度）	第14期 （令和22年度）
介護保険料 （基準月額）	6,000円	7,291円	7,840円

所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準額に 対する比率	保険料	
			月額	年額
第1段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円以下)	0.285 (0.455)	1,710円 (2,730円)	20,520円 (32,760円)
第2段階	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円超120万円以下)	0.485 (0.685)	2,910円 (4,110円)	34,920円 (49,320円)
第3段階	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が120万円超)	0.685 (0.69)	4,110円 (4,140円)	49,320円 (49,680円)
第4段階	本人住民税非課税者で世帯に住民税課税者がある (課税年金収入等が80万円以下)	0.9	5,400円	64,800円
第5段階	本人住民税非課税者で世帯に住民税課税者がある (課税年金収入等が80万円超)	1.0 (基準額)	6,000円	72,000円
第6段階	本人住民税課税者 (本人所得が120万円未満)	1.2	7,200円	86,400円
第7段階	本人住民税課税者 (本人所得が120万円以上210万円未満)	1.3	7,800円	93,600円
第8段階	本人住民税課税者 (本人所得が210万円以上320万円未満)	1.5	9,000円	108,000円
第9段階	本人住民税課税者 (本人所得が320万円以上420万円未満)	1.7	10,200円	122,400円
第10段階	本人住民税課税者 (本人所得が420万円以上520万円未満)	1.9	11,400円	136,800円
第11段階	本人住民税課税者 (本人所得が520万円以上620万円未満)	2.1	12,600円	151,200円
第12段階	本人住民税課税者 (本人所得が620万円以上720万円未満)	2.3	13,800円	165,600円
第13段階	本人住民税課税者 (本人所得が720万円以上)	2.4	14,400円	172,800円

※第1段階から第3段階は公費負担による軽減措置がとられ、介護保険料が軽減される。

保険料の月額、年額は公費負担による軽減を適用した金額。()内は軽減前。

資料

資料

1. 舟形町介護保険事業計画策定等委員会設置要綱

平成20年7月18日

訓令第14号

改正 平成23年3月14日訓令第3号

平成25年3月29日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、舟形町における介護保険事業の円滑な実施を確保することを目指し、舟形町介護保険事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 舟形町介護保険事業計画の見直しに関する事項
- (2) 舟形町老人福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって、11名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表者
- (5) 各種団体代表者
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、各期事業計画開始の前年度末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は介護保険担当課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則(平成23年3月14日訓令第3号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月29日訓令第3号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 第9期舟形町介護保険事業計画策定等委員会名簿

(敬称略・順不同)

No.	区 分	委員名	備 考
1	学識経験者	沼澤 富美子	最上地域介護認定審査会委員
2	保健医療関係者	大橋 史広	ラッキーバッグ株式会社 代表取締役社長
3	福祉関係者	小野 芳喜	特別養護老人ホーム「えんじゅ荘」荘長
4	福祉関係者	斉藤 勝彦	舟形徳洲苑介護センター 管理者兼主任介護支援専門員
5	被保険者代表	森 勝廣	舟形町老人クラブ連合会会長
6	被保険者代表	高橋 隆二	福寿野町内会長
7	各種団体代表	伊藤 太一	幅えびす会
8	各種団体代表	安達 眞理子	いきいきハッピークラブ代表
9	各種団体代表	星川 賢二	民生委員協議会副会長

3. 第9期舟形町介護保険事業計画策定等委員会開催状況

【第1回策定委員会】

日時：令和5年10月6日(金) 10時～

場所：舟形町役場3階会議室

内容：○委員委嘱

○委員長、副委員長の選出

- (1) 舟形町介護保険事業計画策定等委員会設置要綱について
- (2) 舟形町介護保険事業の現状について
- (3) 第9期舟形町介護保険事業計画策定について
- (4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

【第2回策定委員会】

日時：令和5年12月13日(水) 10時～

場所：舟形町役場3階会議室

内容：(1) 舟形町介護保険事業計画（案）について
(2) 舟形町介護保険料の基準額（案）について

【第3回策定委員会】

日時：令和6年2月15日(木) 10時～

場所：舟形町防災センター2階会議室

内容：(1) 舟形町介護保険事業計画（案）について
(2) 舟形町介護保険料の基準額（案）について
(3) 今後の予定について

舟形町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度

発 行 令和6年3月

企画・編集 山形県舟形町

住 所 〒999-4601

山形県最上郡舟形町舟形263番地

T E L 0233(32)0717